津和野町人権・同和行政基本指針

（第一次改定）

令和７（2025）年３月

津和野町・津和野町教育委員会

はじめに

人権は、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、人々が幸福な人生を送るために欠くことのできない大切なものです。これまで国においては、人権が尊重される社会の確立に向けて、条約の批准や法制度の整備など、人権に関する様々な取組が進められてきました。

本町では、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2015（平成27）年に「津和野町人権・同和行政基本指針」を策定し、様々な差別の解消と人権意識の高揚を図ってまいりました。しかしながら、依然として、社会生活の様々な場面で不当な差別や人権侵害は存在しています。また、近年では、社会情勢の急激な変化によって人権問題も多様化・複雑化し、インターネットによる悪質な人権侵害やジェンダーに関わる人権課題、新型コロナウイルス感染症に起因する差別など、新たな分野の人権課題も生じています。

現在の基本指針策定から 10 年が経過し、これらの人権を取り巻く状況の変化やこれまでの人権教育及び啓発の成果と課題を踏まえ、この度、基本指針を見直すこととしました。

今後は、改定した基本指針に基づき、町民の皆様や事業者関係機関の皆様とともに、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、より一層、人権教育・啓発を推進してまいります。結びに、この基本指針の改定にあたりまして、アンケート調査などにご協力をいただきました町民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和７（2025）年３月

津和野町長　　下　森　博　之

■■■目　次■■■

１．基本指針改定の趣旨 …… 1

２．基本指針策定の背景 …… 2

（１）世界の動向 …… 2

（２）国内の動向 …… 3

（３）島根県の取組 …… 4

（４）津和野町の取組…… 4

３．基本指針の位置づけ …… 5

４．人権施策の基本理念 …… 6

５．人権施策の推進体制 …… 6

（１）行政の役割 …… 6

（２）行政職員の資質向上 …… 7

（３）町民一人ひとりの役割 …… 7

（４）家庭の役割 …… 7

（５）地域社会の役割 …… 8

（６）企業、事業所の役割 …… 8

（７）民間団体等との協働の推進 …… 9

（８）国や県等との連携・協力 …… 9

６．人権・同和教育と啓発の推進 ……9

（１）社会教育・啓発の推進 …… 10

（２）学校教育・啓発の推進 …… 11

（３）指導者の育成 …… 12

７．個別の人権課題 ……13
（１）同和問題 …… 14
（２）女性 …… 19
（３）子ども …… 22
（４）障がいのある人 …… 26
（５）高齢者 …… 29
（６）患者および感染者等 …… 32
（７）外国人 …… 34
（８）犯罪被害者とその家族 …… 36
（９）刑を終えて出所した人等 …… 38
(10) 性的指向、性自認等（LGBTQ＋等）…… 40
(11) インターネットによる人権侵害 …… 41
(12) 様々な人権問題 …… 43

８．町民意識調査……47

１．基本指針改定の趣旨

21 世紀は「人権の世紀」といわれています。世界人権宣言は「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたっています。

また、日本国憲法は、第 14 条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。

同和問題をはじめとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、また、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重要な問題です。

世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから 75 年余りが経過し、この間、国内外において人権を尊重するための様々な取組が行われてきました。しかし、排他的な考え方や合理性のない因習的な意識などにより、依然として不当な差別や人権問題が指摘されています。

また、近年の国際化、少子高齢化、情報化等の社会の変化に伴って、人権問題をめぐる状況は今後ますます複雑、多様化することが予想されます。人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるために、行政はもとより、町民一人ひとりのたゆまぬ努力が必要です。

このため、津和野町では、「津和野町人権・同和行政基本指針」（以下「基本指針」という。）を 2015（平成 27）年に策定し、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指しています。策定にあたっては、市町村合併前より同和行政に対し、指導・助言をいただいていた広島修道大学教授を中心とするプロジェクトチームにより町民の人権意識[1]（※）の実態把握を目的とした「津和野町人権・同和問題町民意識調査」を 2014（平成 26）年１月に実施するなどし、その結果を反映しました。

しかし、近年の社会情勢を見ると、学校でのいじめや、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴行・虐待、さらに、特定の民族や国籍の人を排斥しようとするヘイトスピーチデモ、SNS 等を使った人権侵害情報の拡散等、様々な人権侵

1　人権意識
この基本方針では、「人権意識」とは人権に関する知的理解をもとに、人権感覚が働き、人権が侵害されている状態を解決しようとする意識をいい、「人権感覚」とは偏見等にとらわれず、様々なものの見方ができる力・感性のことをいう。

害が全国的に発生しています。また、LGBTQ＋等に対する偏見や差別、災害時における障がいのある人・高齢者等への配慮等、新たな分野の課題も顕在化しています。今後とも、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められている状況にあります。

これらの状況を踏まえ、これまでの基本指針の理念を引き継ぐとともに、策定後の法令・計画などの動きや新たな課題に対応するため改定するものです。

なお、改定にあたっては、2024（令和６）年に実施した「令和６年度津和野町人権・同和問題町民意識調査」の結果、関係諸団体からの意見等を踏まえ、「津和野町人権・同和行政基本指針策定庁内会議」において協議・審議を行いました。

２．基本指針策定の背景

（１）世界の動向

1945（昭和 20）年に設立された国際連合（以下「国連」という。）では、1948（昭和 23）年に、人権の共通の基準を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

この第１条の中では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定められています。国連はその後、「世界人権宣言」を実効あるものにするため、1966（昭和 41）年の「国際人権規約[2]（※）」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など、多くの人権に関する条約を採択しました。

また、1995（平成７）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議とともに、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとしての「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

2　国際人権規約
「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（略称Ａ規約）」教育や社会保障を受ける権利など。
「市民的及び政治的権利に関する国際規約（略称Ｂ規約）生命に関する権利や思想・良心・信教の自由など。

さらに、人権教育がすべての国で取り組まれるよう後継の取組として、2005（平成17）年から「人権教育のための世界計画」が開始され、初等・中等・高等教育などにおける人権教育の取組が行われました。

2015（平成27）年９月の国連サミットでは、2030（令和12）年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念とした世界共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディー・ジーズ））」が掲げられました。SDGsは、17の目標（ゴール）とそれに紐づく169のターゲット（具体目標）で構成されており、その目標の中には、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった人権に関わる目標も設定されています。

（２）国内の動向

わが国においては、1947（昭和22）年に、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956（昭和31）年には、国連に加盟して、国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」など、多くの人権に関する諸条約を批准するとともに、国際的な人権保障の動きに沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。2000（平成12）年には人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、2002（平成14）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されています。

20世紀、2度にわたる世界大戦を経験し、「平和のないところに人権は存在しない」、また「人権のないところに平和は存在しない」ということを学びました。21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が積極的に進められ、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「配得者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」など、個別の人権関係法が施行されるとともに、2016（平成28）年にはいわゆる人権三法とよばれる差別を解消するための法、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差

別解消推進法)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法)」が制定・施行されています。

（３）島根県の取組

島根県においても、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など様々な人権課題について、個別の分野ごとに計画やプランを策定するなど、それぞれの課題解決のため、計画的に各種施策に取り組んでいます。

2000（平成 12）年には「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進しています。

その後、2008（平成 20）年に、制定後の人権を巡る社会情勢の変化、法律の制定等を踏まえ、「島根県人権施策推進基本方針」の第一次改定を行いました。

2019（平成 31）年には、依然として、差別や虐待などの人権侵害が後を絶たないなど、多くの課題が残されているとともに、国際化や情報化、少子高齢化など、社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や第一次改定後の新たな動きである法令・計画などに対応するため、第二次改定を行い、人権施策の一層の推進を図っています。

また、県教育委員会は、2002（平成 14）年に、真に一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、より一層充実した人権教育・啓発の取組と成果を期待して「人権教育指導資料」を作成しました。さらに 2015（平成 27）年には、学校教育における人権教育のあり方を明らかにし、その充実を図るため、第２集を作成しています。

（４）津和野町の取組

津和野町における施策としての人権・同和問題の取組は、合併以前から進めています。

旧津和野町での取組は 1969（昭和 44）年に定められた「同和対策事業特別措置法」に基づく同和対策事業に始まります。1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」は、同和問題について「基本的人権に関わる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」にしてもっとも深刻な「重大な社会問題」

と述べています。この答申や同和対策事業により、同和問題の早期解決を町政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進をはじめ、同和地区における生活環境の改善、教育の充実などの対策を推進してきました。しかし、同和対策事業実施にあたっては、答申の理念が徹底されておらず、また、同和問題についての啓発が不十分であったため、後の津和野町の同和行政において多くの課題を残す結果となりました。その反省を踏まえて、1978（昭和 53）年に「津和野町同和対策推進協議会」を立ち上げ、住民への啓発活動に取り組み、2001（平成 13）年には、「津和野町同和行政基本指針」を策定しました。

また旧日原町では、2003（平成 15）年に「日原町人権・同和問題基本計画」を策定し、対策を講じてきたところです。

平成の市町村合併により新津和野町となってからは 2006（平成 18）年度に「津和野町人権・同和対策推進協議会」を立ち上げ、あらゆる人権問題の解消や、人権意識の高揚及び一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい社会の実現に努めてまいりました。

その後、国内外の動向やこれまでの経過等を踏まえ『津和野町人権・同和行政基本指針』を策定し、あらゆる人権問題の解決は行政の責務であるとの基本認識に基づき、人権施策の総合的かつ効果的な取り組みを行っています。

３．基本指針の位置づけ

この基本指針は、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条（地方公共団体の責務）の規定に基づき策定するものです。

また、人権・同和行政の総合的な位置づけとし、あらゆる分野において、人権尊重の視点に立ったまちづくりを推進していくための基本的方向を示したものです。

なお、これまでの津和野町における人権・同和教育、啓発の成果と手法の評価を踏まえ、様々な人権問題の解決を図るために創造的・発展的に再構築を図るものであり、国内外の社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

４．人権施策の基本理念

人権とは「差別や偏見」の問題だけでなく、「尊厳をもって自分らしく生きる権利」であり、いつでもどこでも、そしてすべての人が等しく「生まれながらにして持っている基本的な権利」です。

津和野町は、人としての尊厳が守られ、すべての町民が自分らしく暮らせるまちづくりをめざします。人権の尊重こそが、まちづくりの基盤と考えます。また、町民一人ひとりが人権について正しい理解を深めるとともに、自分の人権と同じように他人の人権も尊重することができ、相互に尊重し、その共生を図ることも大切です。そのため、津和野町全体で、人権が尊重されるまちづくりを推進するために、この基本指針では次のことを基本理念とします。

①共に支えあい、助け合う心を大切にし、明るい家庭や地域をつくるまちづくり
②豊かな人間性と人情味あふれる町民の育成を図り、差別のない明るいまちづくり

５．人権施策の推進体制

人権施策の推進にあたっては、同和問題、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、個別の人権課題を所管する行政各課の取組だけでなく町民や地域社会などの社会全体で取り組むことが重要です。津和野町全体による緊密な連携のもとに諸施策を実施していきます。

（１）行政の役割

「差別」とは、言い換えれば「格差」や「不平等」が存在することであり、それらの解消や是正が行政に求められています。あらゆる人権問題の解決は、差別の解消や人権の尊重といった視点で相通じていることを理解し、真に一人ひとりの人権が尊重される差別のないまちづくりに取り組まなければなりません。そして、それは町行政の責務であり、町民一人ひとりの課題でもあるという認識と、差別の解消が緊急かつ重要であると認識することが必要です。

町行政の目的は、町民の生命と安全を守るとともに、町民生活の向上を図り、誰もが幸せで住みよい津和野町を実現することです。言い換えれば町民の人権を守ること、すなわち「誰もが自分らしく生きる権利」を守ることそのものです。町行政

において、人権に無縁の業務はひとつもないといえます。

あらためて、「基本的人権の尊重」という目標をしっかり見据え、地域の実情の把握に努め、住民一人ひとりの人権が尊重されるために、町民が共に生き、共に支え合う町を目指し、行政全部局が連携し、町民との協働を図りながら施策を展開していく必要があります。

（２）行政職員の資質向上

上記の「行政の役割」に基づき、人権に関する責任の重大性を認識し、自覚と使命感・人権感覚を持って職務にあたることが重要です。また、職員一人ひとりが行政職員としての社会的立場を自覚し、人権の保証が行政の根幹であるという認識を持ちながら、それぞれの立場で常に人権尊重の視点に立つことが必要です。そのため人権問題を正しく認識し適切に職務が遂行できるよう庁内研修を実施し、資質の向上に努めます。また、あらゆる人権問題についての職員研修会を年数回開催し、研修会等で学んだ知識や認識をもとに、創造的・主体的に行動できる行政職員を育成していきます。

（３）町民一人ひとりの役割

町民一人ひとりが人権を自分のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、日常生活の中で実践することが必要です。人を大切にする心や善悪の判断等の人権意識をはぐくみ、差別をしない、許さない等の人権感覚を持つことでお互いを尊重し助け合う町になります。そのためには、人権問題に関する講演や啓発活動に主体的に参加していくとともに、様々な人権問題の当事者との交流やふれあいを通して、豊かな人権感覚を身に付けることが大切です。

（４）家庭の役割

家庭は、基本的な生活習慣や人を大切にする心、善悪の判断、とりわけ人権意識をはぐくむうえで極めて重要な場です。安心できる家庭環境は、自己肯定感を育み、人権を尊重する心の土台となります。

また、家庭内での役割分担やルールの共有を通じて、責任感や協力の大切さを培います。

このような環境が整うことで家庭は、地域における基本単位として、誰もが尊重される社会の実現に寄与することができます。

（５）地域社会の役割

地域社会は、共同の作業や互助、親睦・交流などの日常生活を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく学習の場であり、他者の思いに共感したり、相手の立場を尊重したりする態度をはぐくむ役割があります。しかし近年、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化の進展などにより、地域の連帯意識の希薄化や共同体としての機能の低下が懸念されるようなりました。こうした中で、児童虐待や子どもが巻き込まれる事件の多発、高齢者を狙った犯罪などの問題が深刻化しています。さらに、地域には様々な人権課題があります。封建的な序列を重んじる慣行や習慣、昔ながらの不合理な迷信や因習、性別に対する先入観や押付、あるいは家柄や血筋を重んじる意識などの問題です。このような人権問題の解決を図っていくためには、町民一人ひとりが地域における様々な人権課題を共有認識し、その解決に向け、それぞれの力を出しあい、互いに助け合うという体制づくりが求められています。このため、自治会をはじめ、民生委員・児童委員、婦人会や教育機関、企業、事業所などの関係機関によるネットワークが必要です。

このネットワークは「津和野町人権・同和対策推進協議会」が中心となり、地域全体で相互に連携し、効果的な活動に取り組めるよう努めます。

（６）企業、事業所の役割

企業、事業所は、地域社会の一員として社会性・公共性を有し、地域や町民に対して様々な社会的責任を負っています。

2019（令和元）年６月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正されました。そして、この改正を受け 2020（令和２）年６月からは職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

このため、企業、事業所は、ハラスメントを防止するために法律等で定められた措置を講じるとともに、企業、事業所内での人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識を高めるとともに、公正な採用、配置、昇進など、職場における人権の保障に

取り組むことが必要です。

（7）民間団体等との協働の推進

県内には、自ら学習会を主催したり、人権侵害を受けている当事者の支援を行ったりするなど、人権・同和教育や啓発に自主的に取り組むNPO等の民間の活動が生まれています。

この民間の活動は、草の根的な運動として住民の共感を呼び、県や市町村が取り組んでいない先駆的事業展開や住民ニーズ、地域課題への柔軟な対応などの成果を上げています。

今後もこうした民間の団体や、町内にある他の活動団体も町の人権・同和行政や人権・同和教育の重要な担い手として位置付けるとともに、連携・協力して課題解決に対する町民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

（8）国や県等との連携・協力

国や県、県内各市町村との連携を強化し、それぞれが保有する情報、教材や研修会等の機会を積極的に活用するとともに、松江地方法務局、県及び関係団体で構成する県レベルの「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」並びに松江地方法務局の各支局やその管内の「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」での連携を強化し、効果的な人権・同和行政、人権・同和教育を進めます。

また、町内の人権擁護委員の活動にも積極的に連携し、様々な啓発活動を進めます。

６．人権・同和教育と啓発の推進

人権・同和教育や啓発の推進にあたっては、「法の下の平等」の原則に基づき、あらゆる人権問題は「基本的人権」の侵害であるとの認識にたつことが重要です。今なお、町内にある格差・不平等の実態に学び、すべての学校、地域において、教職員ならびに関係者が推進体制を確立し、社会教育及び学校教育が連携・協働して、積極的に取り組みます。

そして、教育委員会は、人権・同和教育を推進するため、教育行政の責務を明ら

かにする必要があります。2024（令和６）年「第２期津和野町教育ビジョン」に記されている「人権・同和教育を積極的に推進し、町民一人一人があらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、多様性を認め合い、真に一人一人の人権が尊重され、誰もが対等な社会の構成員として心豊かで明るく住みよいまちづくり」を目指します。

（１）社会教育・啓発の推進

①すべての町民があらゆる人権問題に関する認識を深めるとともに、自らの課題として捉え、その解消のために積極的に努力する意欲と実践力を育てます。推進にあたっては、様々な機会や場を通して町民の生活課題と人権・同和問題を効果的に結びつけ、関係機関と連携しながら研修会や講演会などを実施することで、町民が主体的に取り組めるよう努めます。

②人権が尊重される地域社会づくりを推進するため、地域における人権学習の一層の充実を図っていきます。そのため、地域における社会教育の拠点である公民館を通じて、各種学級、講座などの内容充実・改善を図り、地域の実情に応じた多様な学習機会の提供を行うことで、地域住民の自立と連携の意識を高め、それぞれが社会的役割を果たせるよう努めます。

③人権・同和問題に関する図書の充実を図り、その紹介を図書館だよりや町広報等で周知し、啓発を進めていきます。

④乳幼児期はひとづくりの基礎となる重要な時期です。一人ひとりの子どもの個性を十分に理解し、発達の段階や個性に応じた教育（保育）を実施します。

⑤家庭は子どもの成長に大きな影響を与える重要な場であり教育の原点です。したがって、学校教育と社会教育が連携・協働し、家族相互のふれあいの中で豊かな人間性を育て、人権・同和問題についての理解を深め、課題解決の実践力を高めるよう家庭における人権・同和教育を推進します。

（２）学校教育・啓発の推進

①学校教育・啓発の推進

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）[3]（※）」には、人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながること」と記されています。この目標を達成するために、各学校等において、児童生徒の人権に関する知的理解を深めるとともに、「差別の現実から学ぶ」基本姿勢[4]（※）を基本とし、自分の人権とともに他者の人権を大切にするような実践行動につながる人権感覚を高める取組を行います。また、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、一人ひとりの児童生徒の思いや願いを大切にし、すべての児童生徒の人権が保障され、安心して学ぶことができる環境となるよう、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、すべての教育活動を「人権を守り、尊重する視点」と「差別をなくす意欲と実践力を高める視点」から捉え、集団づくり、授業づくり、連携づくり等をすべての教職員で日常的に行います。

②人権・同和教育推進体制の確立

各種研修会や同和教育啓発指導員の学校訪問等を実施し、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、管理職のリーダーシップのもと、人権・同和教育の推進体制を確立します。

③計画的・効果的な同和問題学習・人権学習の充実

同和問題学習や様々な人権課題に関する学習を年間指導計画に位置づけます。また、学校全体で教材研究等に取り組む校内推進体制を整えるとともに研修の充実を図り、人権課題に対する自己課題化や差別解消に向けての実践化を図る授業

3　「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」
文部科学省の調査研究機関である「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」において、学校における人権教育推進のあり方について検討が行われ、検討結果が第三次とりまとめとして2008（平成20）年３月に公表されています。また、2021（令和３）年３月には第三次とりまとめを補足するものとして、資料「人権教育を取り巻く諸情勢について」が作成されています。

4　基本姿勢
あらゆる人権問題について差別の実態の把握に努め、その現実から教育課題を見出し、その解決に向けた教育実践。

づくりを行います。

④異校種・保護者・地域・関係機関等との連携

幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校との連携のもと、発達段階に応じた人権・同和教育を系統的・計画的に実施します。また、人権・同和教育の推進に関し、保護者、地域、関係機関との連携を図ります。

（3）指導者の育成

人権尊重のまちづくりを進めていくためには、地域の中でその中核となる指導者が増えていくことが必要であり、引き続き研修会や講座等の実施・活用を図り、深い理解と認識をもち、熱意と実践力を備えた指導者の育成に努めます。

７．個別の人権課題

町民意識調査によれば、「高齢者」（40.8）、「障がい者」（39.7%）、「SNS 等のインターネット上での人権侵害」（30.0%）、「子ども」（27.7%）「パワハラやセクハラ等の様々なハラスメント」（23.3%）等、身近な人権課題に対して関心が高いことがわかります。

■あなたは、現在どんな人権課題に関心を持っていますか。（複数回答可）

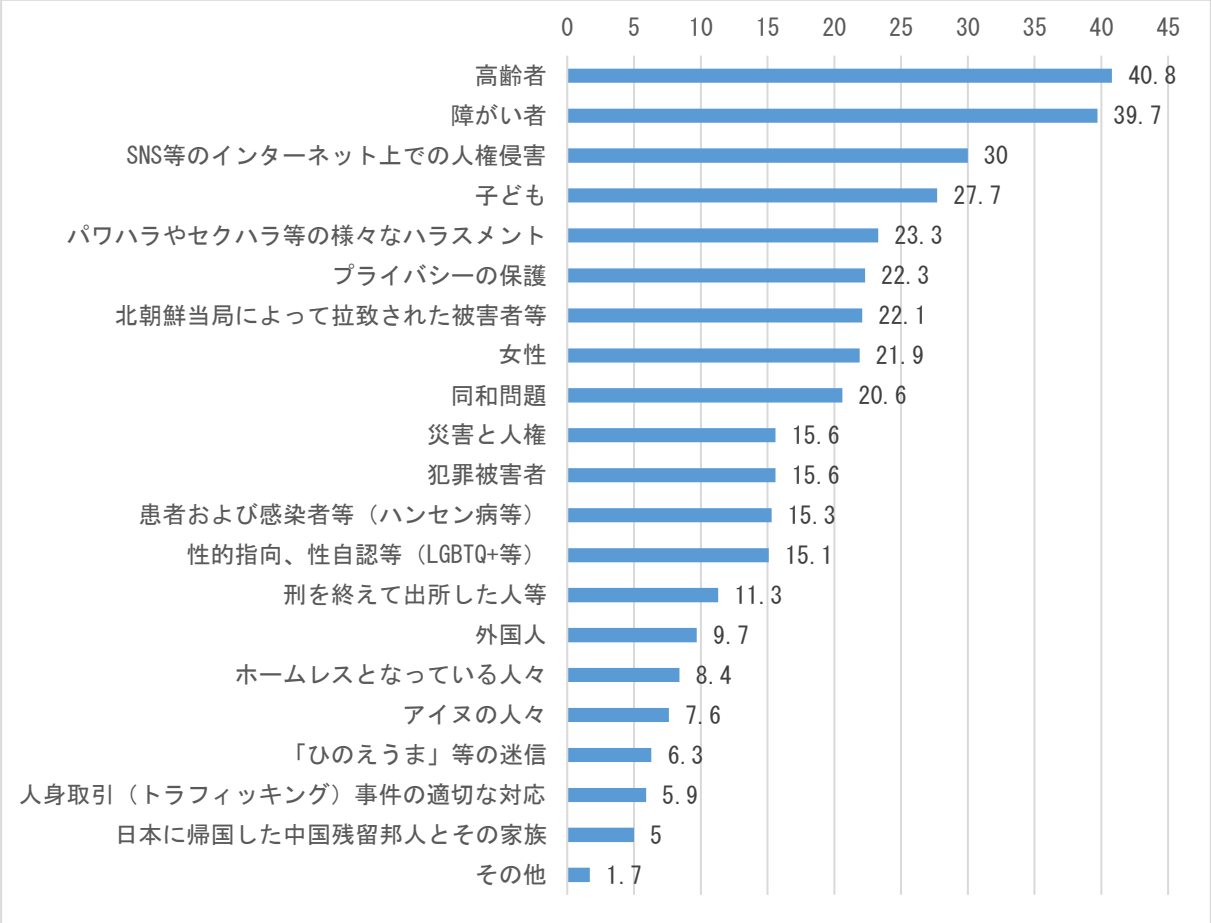

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

このような身近な個別の人権課題を入り口として、様々な人権課題を自らの問題として捉えるための教育や啓発、施策の推進のあり方や内容を検討する必要があります。また、具体的な人権課題に即した個別的なアプローチに加え、「法の下の平等」や「個人の尊重」といった普遍的なアプローチにより、人権尊重の意識の高揚を図り、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいきます。

（１）同和問題

①現状と課題

同和問題は、様々な人権課題の中でも、我が国固有の人権問題です。　1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示しました。そして、「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないというもっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。この答申を受け、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。この法に基づき、津和野町においても対策を講じ生活環境面の改善などを図ってきましたが、答申の理念が浸透できなかったため、多くの課題を残す結果となりました。また、2002（平成 11）年の国の「人権擁護推進審議会答申」においても、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。」と述べられています。

近年は、インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、SNS 等において差別的言動、部落差別に関して特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿なども発生したり、行政書士等による戸籍謄本の不正取得など、新たな問題も全国的に起こったりしています。これらの状況を踏まえ、2016（平成 28）に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示し、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題として、部落差別のない社会を実現することを目的としています。具体的には、国や地方公共団体において相談体制の充実を図ること、教育・啓発を行うこと、部落差別の実態に係る調査を実施することなどが定められました。

一方、採用選考時において、家庭環境、親の職業等を聴取するなど、身元調査とも考えられる問題事象や同和問題を口実に、不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しています。

なお、津和野町での同和問題に関する町民意識調査の結果は次のとおりです。

■同和問題について初めて知ったのは、いつ頃ですか。（○は１つ）

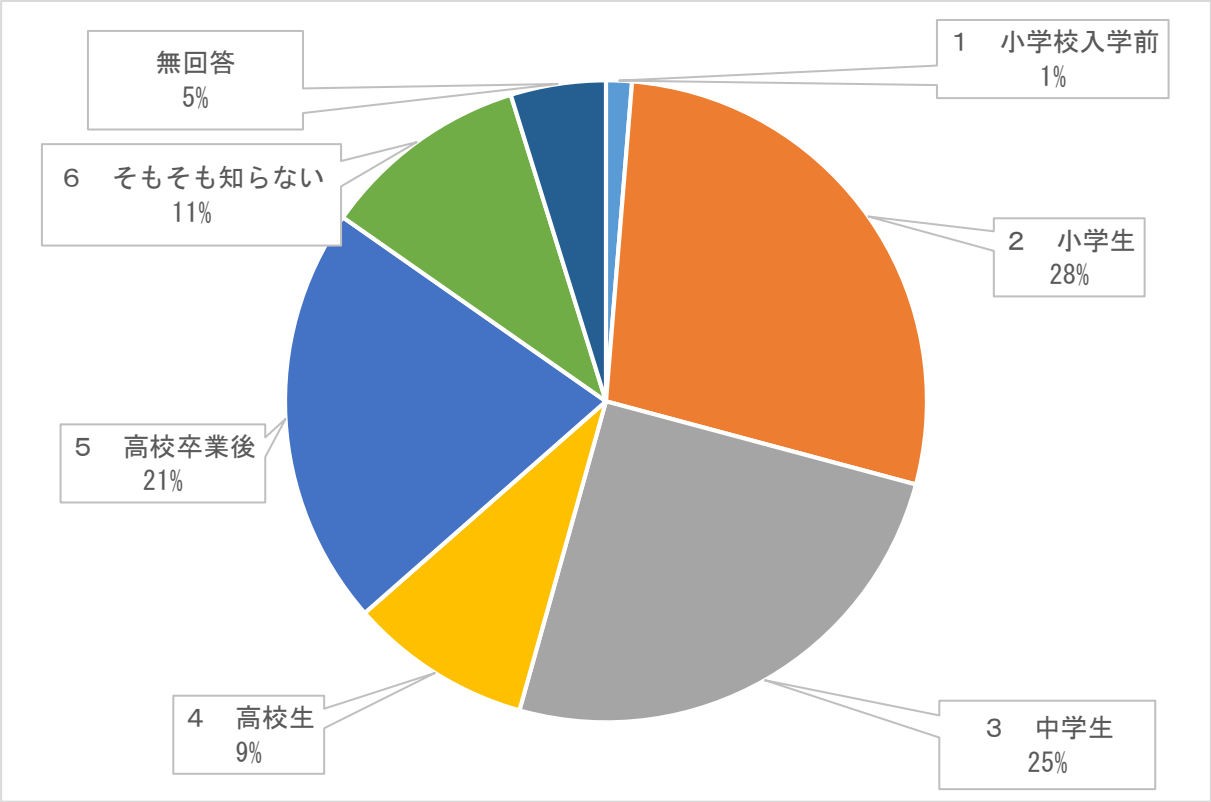

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

■同和問題について初めて知ったのは、どのようなことがきっかけでしたか。（○は１つ）

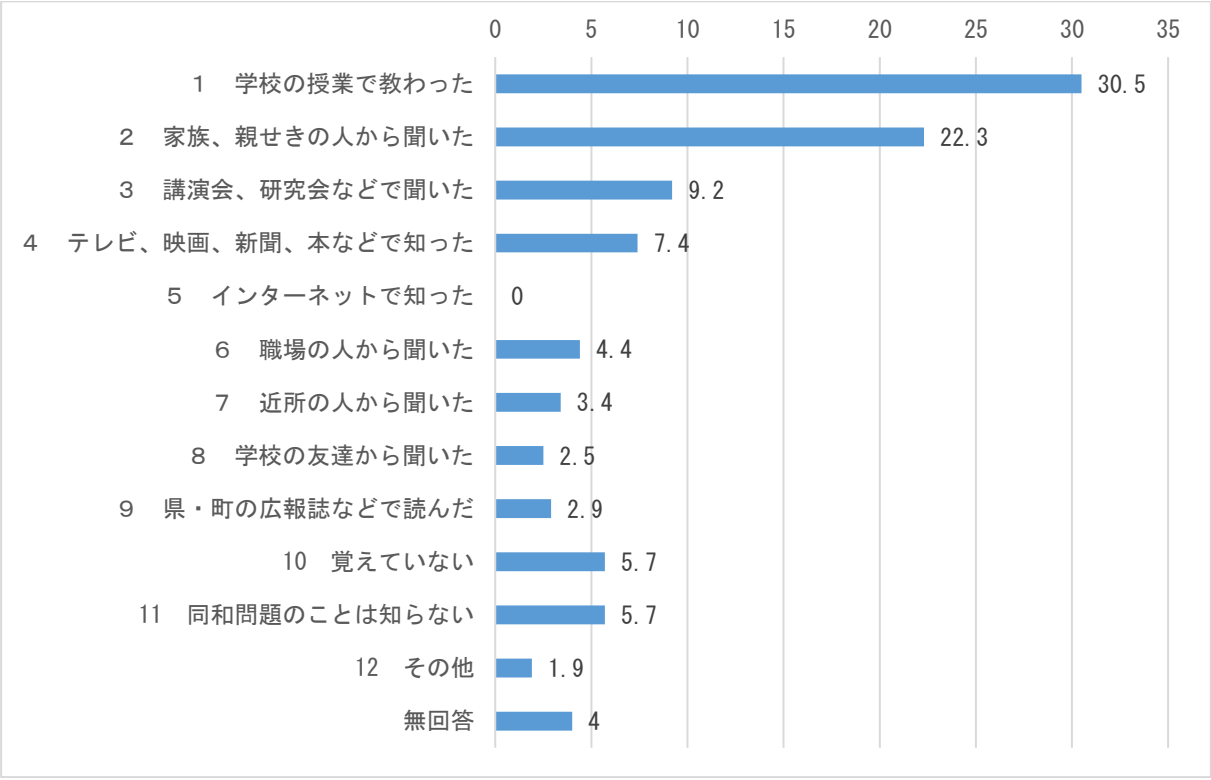

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

■同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）

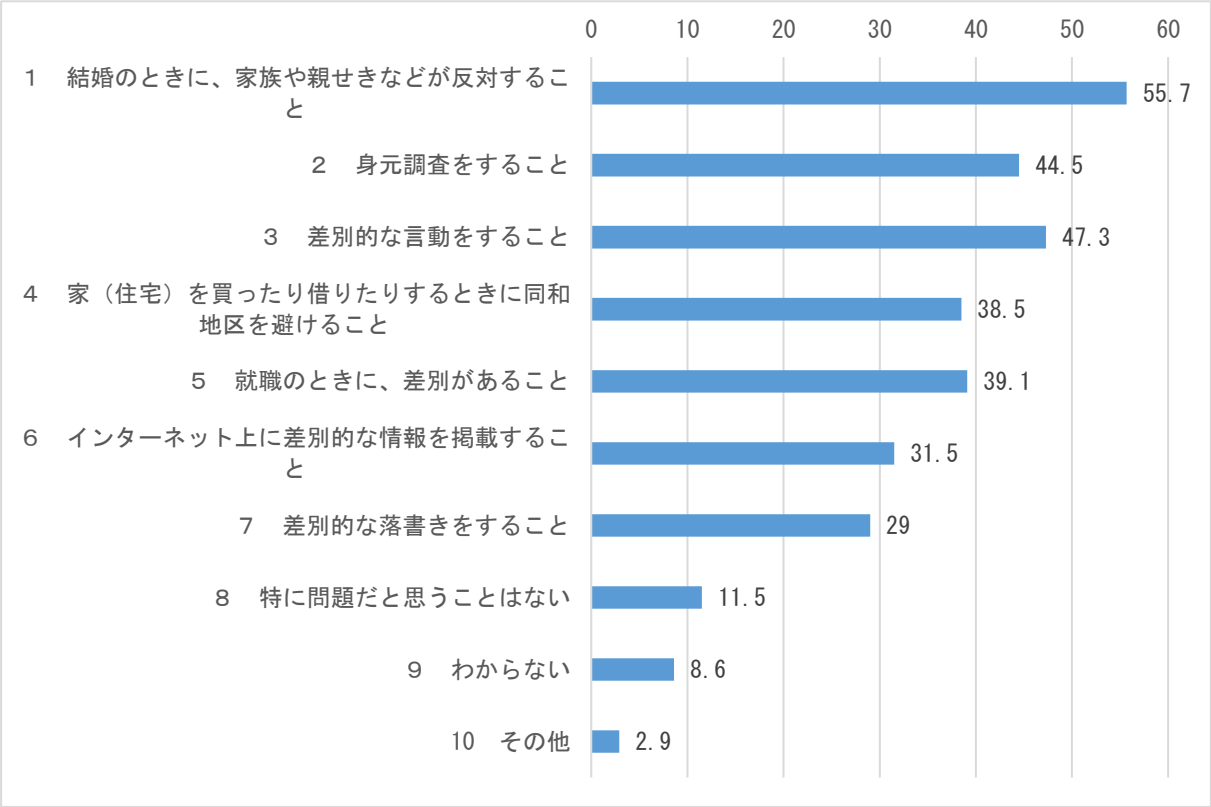

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

■同和問題は、あなたにとってどんな問題ですか。（○は１つ）

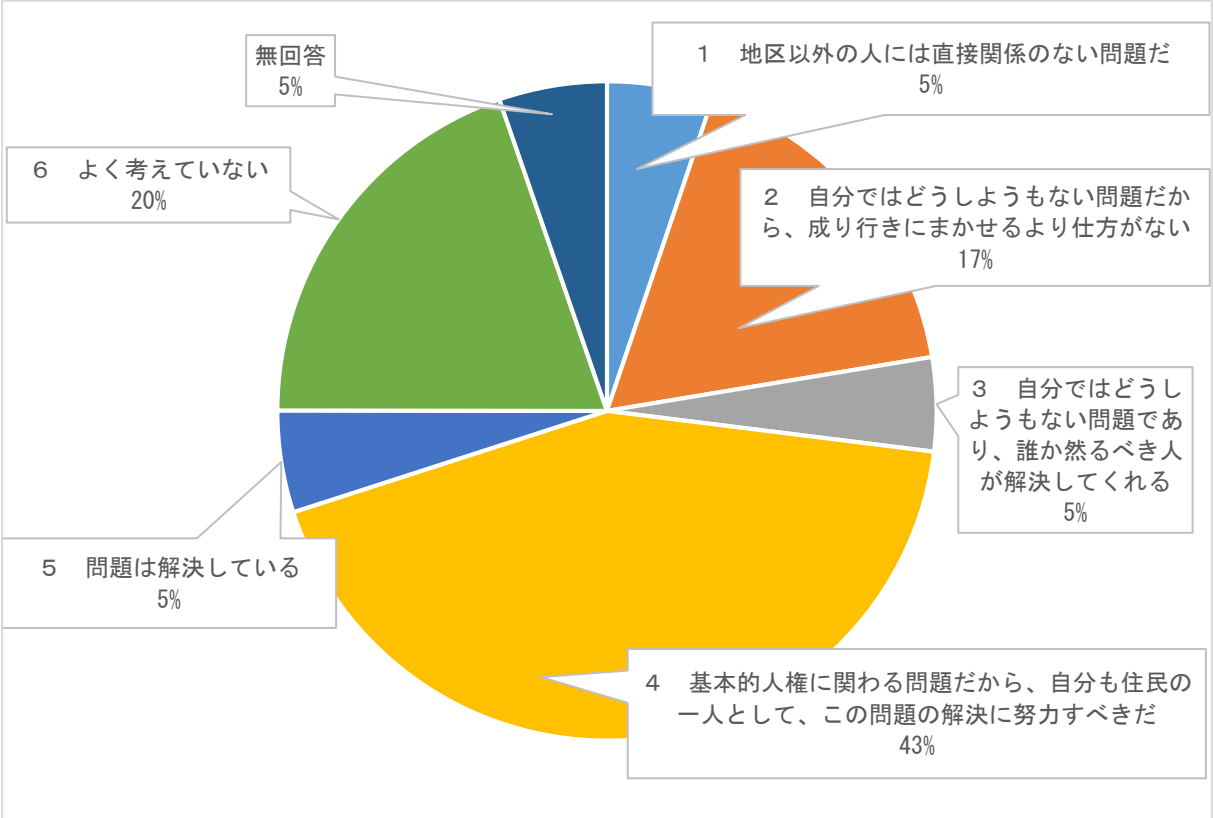

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

部落差別解消推進法では、第１条で「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、第２条の「すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、地方公共団体は、「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」としています。国の特別対策事業は終了しましたが、今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

また、同和問題を人権問題という本質から捉え、同和行政を人権行政の重要な柱として位置づけ、これまでの人権・同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と課題、町民意識調査の結果などを踏まえながら一層の取組を進めます。また、これまでの同和問題解決に向けた取組が、あらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、その解決は全町民的課題であることを再認識し、行政はもとより町民一人ひとりの人権意識を高めるための施策を積極的に推進します。

ア．差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

町民一人ひとりに対して、同和問題について正しい理解を求め、自らの課題として、差別意識の解消に取り組むことができるよう、学習内容や方法等の創意工夫を図ります。また、課題解決に向けて学校や家庭、地域社会が一体となった取組になるように、連携を図りながら教育・啓発を進めます。

また、「差別をなくす強調月間」（７月 12 日～８月 11 日）、「人権週間」（12 月４日～10 日）において、同和問題解決のための啓発広報を集中的に実施するなど、各種啓発や講演会等の開催、各種啓発資料の作成など、集中的な啓発活動を行います。

これらの教育・啓発にあたっては、今までに蓄積されてきた成果への評価を行うとともに、啓発内容や手法に一層の創意工夫を加え、また、ワークショップなどの参加体験型の研修形態を積極的に行うなど、自らの課題として捉えることができるような教育・啓発を推進します。

イ．就労問題への取組

就労の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題

解決のための重要課題の一つです。就職に関する差別をなくすため、島根労働局等の関係機関と連携し、企業や団体等に対して、更正な採用を阻害する身元調査、面接時における本籍や家族の職業等についての不適切な質問及び書類要請など、就職差別につながる行為をしないよう啓発に努めます。

ウ. 進路保障・就学支援への取組

教育と就職の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図ることは、同和問題解決のための中心課題です。子どもが、高等学校、大学への就学などの選択において、希望する進路に進めるようにするため、一人ひとりの実態を把握し、自らの進路をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けて行くよう学力の向上と進路保障の取組を推進します。また、就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ、各種制度の周知と活用の促進を図ります。

エ. 生活環境への取組

これまでの取組により、住宅や道路など、生活の根幹に関わる環境整備については様々な面で存在していた格差はある程度改善されてきました。今後は、すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らせることができる環境整備に努めます。

オ. 相談機能の充実

津和野町広域隣保活動事業生活相談員（以下「生活相談員」という。）との連携を強化し、地域住民のニーズを的確に把握の上、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、その他広範な事業を総合的に推進します。

カ. 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいいます。このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

「えせ同和行為」に対処するためには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要です。このため、町民への啓発に努めるとともに、こうした行為

の排除にあたっては、県、松江地方法務局や警察など、関係機関と緊密な連携を保ち、その取組の強化を図ります。

キ. その他の取組

身元調査や高齢者を狙った詐欺事件などに悪用される恐れのある戸籍や住民票の不正取得が全国的に問題となっています。津和野町では、住民票の写し等を第三者が取得した場合において、事前に登録をした者に対し、取得された本人へ交付の事実を通知する「本人通知制度」を 2018（平成 30）年度に導入しており、着実に進展を見ているところです。本制度について啓発・普及することで、身元調査等の未然防止を図ります。

また、2015（平成 27）年４月から施行された「生活困窮者自立支援法」については生活相談員との連絡・情報共有を強化し、実施機関との連携も含めて円滑に支援できるよう努めます。

（２）女性

①現状と課題

国連では、性差別の禁止について、「国際連合憲章」や「世界人権宣言」、「国際人権規約」において繰り返し確認されています。

特に、1967（昭和 42）年に採択された「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言（女子差別撤廃宣言）」では、「女子に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定されました。

わが国では、こうした動きを受け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の施行等、国内法や制度の整備、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部の設置など、男女平等の実現に向けた政策が進んできました。

1999（平成 11）年、男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000（平成 12）年には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

津和野町では、2009（平成 21）年に「津和野町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。その結果、男女共同参画への理解は少しずつ広がってきていますが、一方で固定的な性別役割分担意識も根

強く残っており、女性に対する暴力も無くなっていません。また、少子高齢化の急速な進展、人口減少、長時間労働などにより仕事と生活の調和を図ることが厳しい実態があるなど新たに生じた課題への取組も必要になってきました。

■女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）

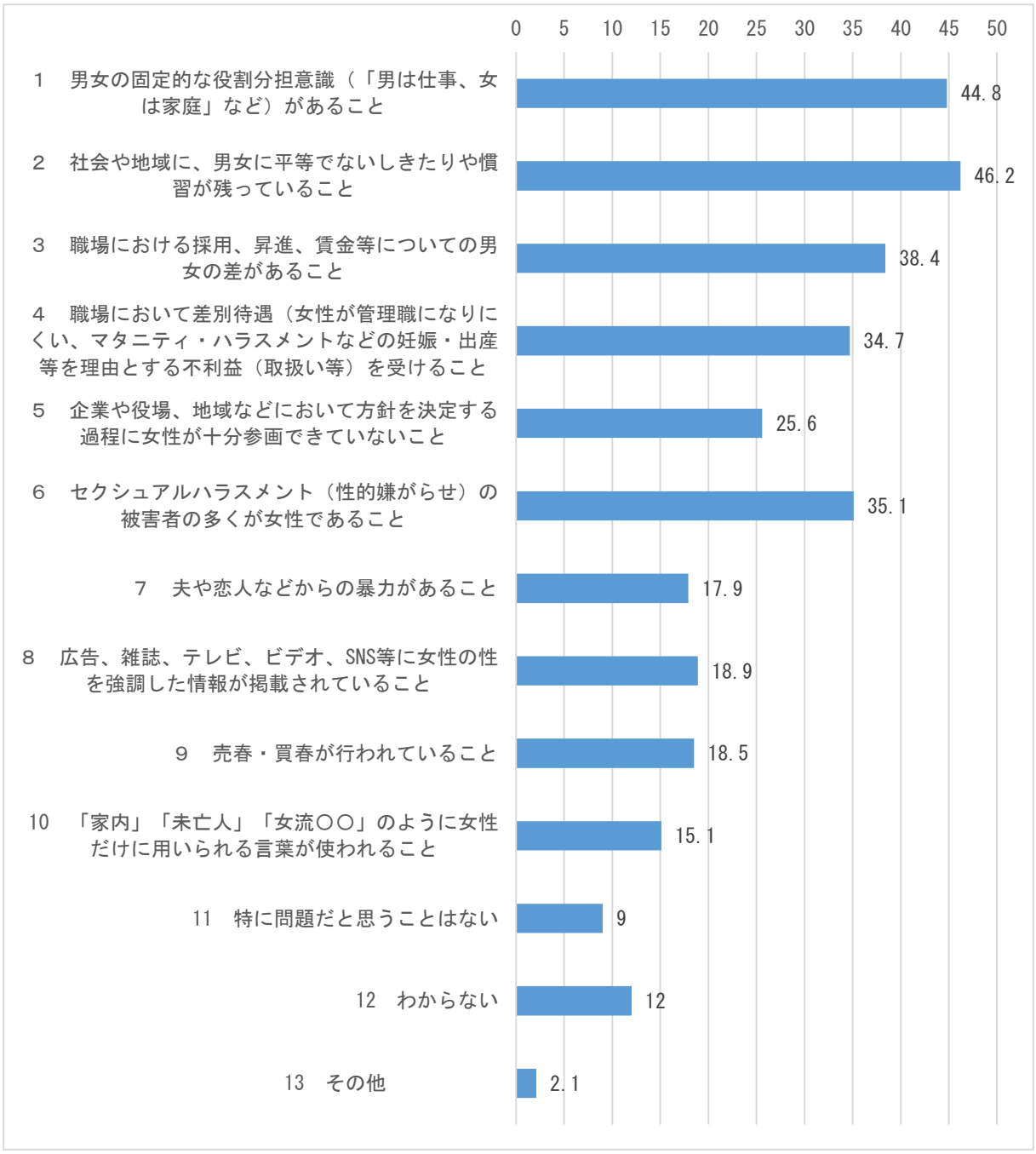

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

このような中、様々な社会情勢やこれまでの津和野町での取組等をふまえ、2019（平成 31）年に「第２次津和野町男女共同参画計画」を策定しました。今後とも「男

女共同参画社会基本法」の理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定の共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の視点に立った取組を進めていきます。

ア．男女平等を推進する教育・啓発

小学校・中学校・高等学校においては、男女が社会や家庭において対等な構成員として認められ、ともに手を携え支え合うことの重要性などについて、指導の充実を図ります。

男女共同参画に関する学習や研修事を行うほか、広報誌、町 HP を通じて、情報提供を行い、町民の意識啓発を促進します。また、能力と個性を十分発揮しながら様々な分野において女性が活躍できるよう、情報の提供や学習機会の提供に努めます。

イ．男女共同参画社会の形成促進

2019（平成 31）年に策定した「第２次津和野町男女共同参画計画」では、「あらゆる分野で男女共同参画について学ぶ機会の充実」、「町の政策・方針決定過程への女性の積極的参画の促進」、「女性の人材育成推進」、「男女が共に、家庭（子育て・介護等）と仕事・地域活動を両立することができる環境づくりの推進」「配偶者からの暴力防止対策の充実強化」を重点的に取り組む事項として掲げています。　これらの目標を達成するため、啓発広報や情報提供、地域リーダーとの協力・連携に取り組むとともに、女性リーダーの育成等を支援していきます。

また、県や関係団体、地域住民と連携・協力し、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる分野における男女共同参画の推進に努めます。

さらに、国や関係団体と連携して、「改正男女雇用機会均等法」や「次世代育成支援対策推進法」、「改正育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」などの法令の周知・啓発に努め、セクシュアル・ハラスメント[5]（※）やマタニティ・ハラスメント[6]（※）の防止など、男女が働き

5　セクシュアル・ハラスメント
　相手を不快にさせる言動や身体への不必要な接触、性的なうわさの流布やわいせつな写真の掲示など。

6　マタニティ・ハラスメント
　妊娠・出産を理由として職場などで受ける批判や嫌がらせ、あるいは解雇や自主退職などの不当な処遇を受けること。

やすい職場環境の整備を図るとともに、子育て中の女性や母子家庭の母等の再就職、仕事と育児の両立が図れるよう、就職や両立のための支援に取り組みます。

ウ. DV[7]（※）等女性に対する暴力防止の取組と支援

DV 等女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その防止を推進するために、町民に対する啓発・広報を充実するとともに、学校や家庭、職場、地域での教育の充実や職員等に対する研修の充実を進めます。

さらに、被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、就業の促進、住宅の確保のほか、様々な支援制度の活用等が必要です。被害者のニーズに応じ各種制度を活用し、被害者の自立支援を行います。

また、被害者にきめ細かに対応するために、県の機関、司法機関、民間団体等との連携を深め、被害者に対する支援活動を行います。

エ. 相談体制の充実

困難を抱える女性の相談に対して、国、県等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を図ります。また、相談しやすい環境づくりと相談員の資質向上を図ります。

（3）子ども

①現状と課題

21 世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つためには、子どもが人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが必要です。

1947（昭和 22）年、わが国では、「児童福祉法」が制定され、児童の育成・保護という観点から様々な施策が展開されています。さらに、4 年後には、「児童憲章」で「児童や人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられる」ことが宣言されました。また、1989（平成元）年に国連で採択された「子どもの権利条約」では、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。我が国も

7　ドメスティック・バイオレンス（DV）
配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力で、犯罪にもなる重大な人権侵害。

1994（平成６）年４月にこの条約を批准しました。

しかし、近年、我が国では、少子化や核家族化、都市化の進行など、社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化しています。また、児童虐待問題も深刻化しており、幼い命が失われる痛ましい事件も発生しています。さらに、携帯電話の急速な普及に伴い、子どもがインターネット上に氾濫する違法・有害情報に容易にアクセスできる状況となっており、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる人権侵害など、子どもの心身をむしばむ新たな社会現象もみられます。

こうした状況の中、1999（平成 11）年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」が制定され、児童買春や児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた子どもの保護のための措置等を定めることにより、子どもの権利擁護を図ることとされました。また、2000（平成 12）年には、「児童虐待防止法」が制定され、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を禁止するとともに、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のための措置等を定めるなど、子どもの人権擁護の動きが本格的に始まりました。

さらに、2003（平成 15）年には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行され、2008（平成 20）年には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」が成立しました。

また、2013（平成 25）年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの防止等の取組が一層推進されることとなり、2016（平成 28）年の児童福祉法の改正で、子どもが権利の主体であること、その意見が尊重されること、最善の利益を優先させることが明確に示されました。

県においては、2012（平成 24）年８月に子ども・子育て関連３法が制定され、2015（平成 27）年４月から子ども子育て支援制度が始まることを受け、2015（平成 27）

年３月に「しまねっ子すくすくプラン」が策定され、５年ごとに改定されています。

これまで様々な取組が進められてきましたが、出生数の減少は、予測を上回る速度で進行し、歯止めがかかっていない状況にあります。少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など子育て環境の変化により、いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー[8]（※）、虐待など、子どもたちを取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。

特に児童虐待に関しては、相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している現状があります。子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図る必要から、2022（令和４）年６月、2024（令和６）年６月に児童福祉法等の一部改正が行われました。

また、国は、少子化対策を含む子ども政策を最重要課題として強力に進めるため、子ども政策の新たな司令塔「こども家庭庁」が 2023（令和５）年４月に創設されました。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする方針が示されています。

■子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）

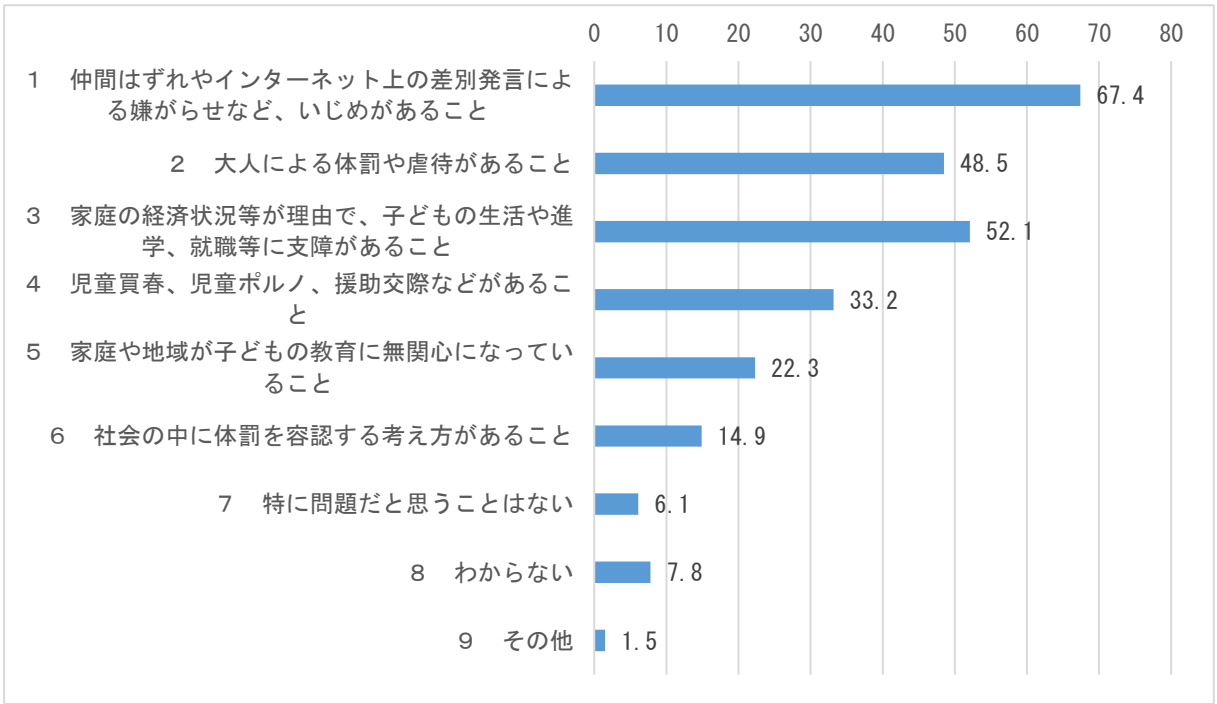

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

8　ヤングケアラー
家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

② 施策の基本的方向

津和野町においても子どもを取り巻く様々な課題がある中で、正義感や公平さを重んじる心、他人を思いやる心や人権を尊重する心など、豊かな人間性を持った子どもを地域で育てていくことが大切です。今後も全ての子どもの人権が尊重され、子どもにとって最善の利益が図られるよう、関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実などを進めていきます。

ア. 「子どもの権利条約」などの理解促進

小学校・中学校・高等学校において、人を大切にした教育指導が行われるよう教職員に対し、「子どもの権利条約」の周知徹底を図るとともに、児童生徒に対しても学習の場を設定できるよう努めます。さらに、保護者に対し、この条約についての理解の促進を図ります。

イ. 特別支援教育の充実

障がいのある子どもの学びの場については、障がい者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム[9]（※）」の理念の実現に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行います。

ウ. いじめ問題への取組

いじめは、子どもの人権に関わる重要な問題であり、学校のみならず家庭など、社会全体で取り組むことが必要です。学校における生徒指導、教育相談体制の整備を図り、専門的・実践的研修を実施して、教職員の資質向上に努めます。また、

9　インクルーシブ教育システム

障害者権利条約によれば、とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（中教審初中分科会報告平成 24 年 7 月より）

関係者や関係機関が連携して対応できる体制づくりとともに、家庭や関係機関との連携を図り、問題行動の未然防止に努めます。

エ. 不登校への取組

不登校の子どもへの支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すことが大切です。不登校の子どもたちが行う多様な学習活動の実情を踏まえ、本人の意思を十分に尊重し、学ぶ意欲の向上を図りながら、個々の状況に応じた学習活動等が行えるような、相談体制・支援体制の充実を図ります。

オ. 乳幼児や児童への虐待防止の取組

関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施していきます。また、虐待防止やヤングケアラー等に関する幅広い啓発・広報活動を進めるとともに、住民に、より身近な民生委員・児童委員や町の相談担当職員に対する研修を継続的に実施し、地域が一体となって、児童虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

カ. 健全育成に向けての取組

近年、全国的に図書やビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっており、子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。このため、津和野町青少年育成連絡協議会との連携を図りながら、普及啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政や民間団体、家庭、地域が一体となった子どもの健全育成の取り組みを推進していきます。

キ. 相談体制の充実

国、県の事業や、学校の教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、相談機関の連携強化に努めます。また、こども家庭センターを中心とした妊娠期からの切れ目ない相談支援体制の充実を図ります。

（4）障がいのある人

① 現状と課題

国においては、「障害者基本法」などに基づき、各種障がい者施策が講じられてきました。2011（平成 23）年に障害者基本法が改正され、障がい者差別禁止の理念が

明示されました。2013（平成 25）年６月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、障害者基本法の基本理念にのっとり、「差別の禁止」の規定を具現化するものとして位置づけられています。また、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「地域共生社会」を実現するため、障がいのある人への差別的取扱の禁止と、障がいのある人から申し出があった場合は「合理的配慮」をすることなどが定められました。さらに、2022（令和４）年５月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が公布施行されました。2017（平成 29）年に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」において、約８割以上の人が「障がいを理由とする差別や偏見がある」と回答しています。また、2016（平成 28）年に県が行った「人権問題県民意識調査」では、障がいのある人に対する人権上の問題として、約３割の人が、「道路や公共の施設のバリアフリー化が不十分で外出がしにくい」と回答しています。障がいのある人もない人も分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のためには、一人ひとりの心の中のバリアフリーの推進や障がいを正しく理解するための教育や啓発活動が不可欠です。

今後も、国や県等と連携を図りながら、障がい者施策を推進します。

■障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）

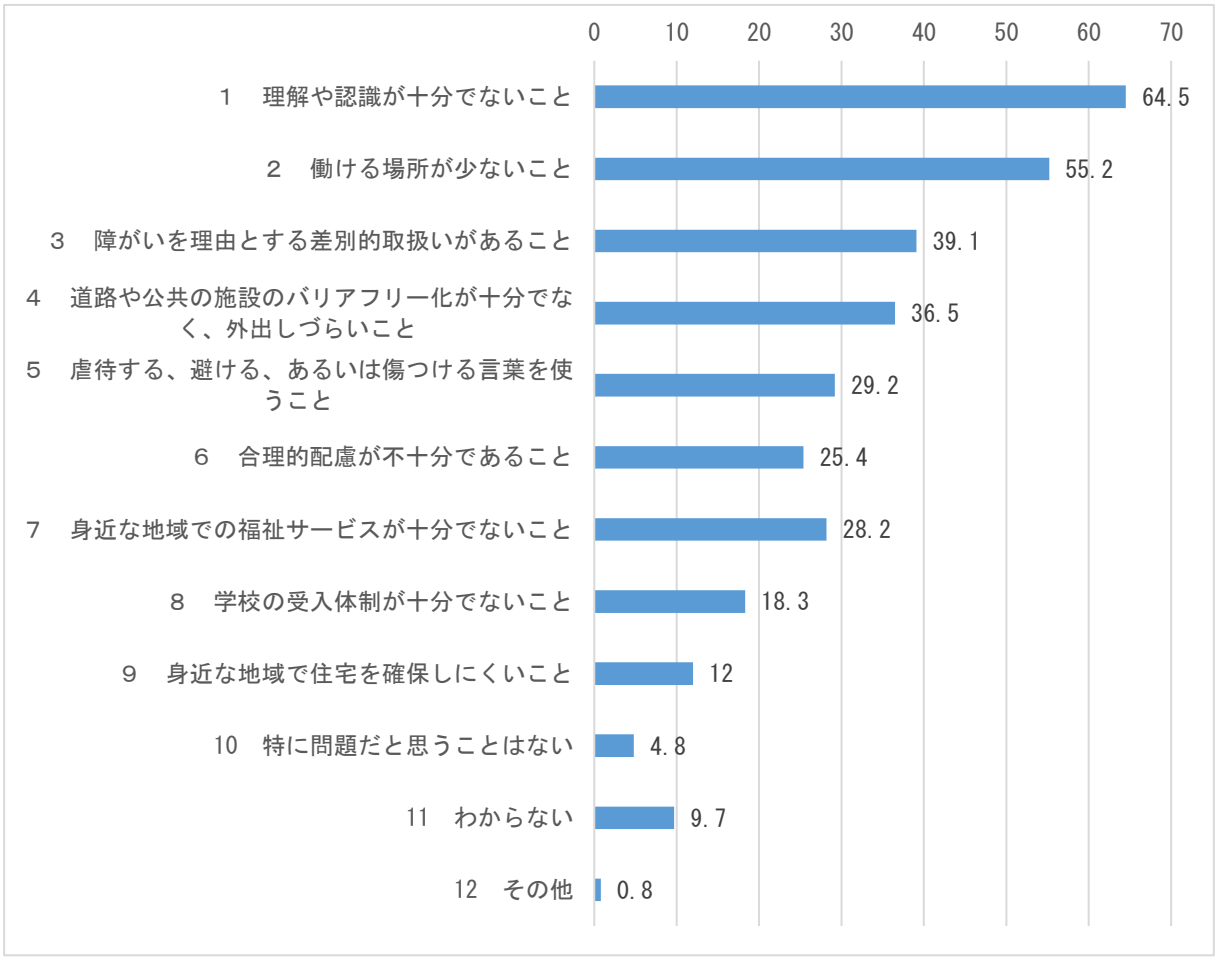

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

2024（令和６）年に「第７津和野町障がい者計画・障がい者福祉計画」を策定し、国や県との連携を図りながら、障がい者施策を推進しています。今後とも、障がいのある人に対する理解と思いやりの心を育むよう、教育・啓発を推進します。

ア.「ノーマライゼーション[10]（※）」の理念の普及啓発

「障害者週間」、「人権週間」及び「精神保健福祉普及運動」を中心に、障がいのある人や関係団体、県等と連携して、啓発事業を実施します。また、障がいのある人との交流を推進するとともに障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の一層の定着を図ります。

10　ノーマライゼーション
障がいのある人もない人も、学校や家庭、職場や地域社会の人々の暮らしの中で、互いに尊重し、支えあいながら共に生活する社会こそ、あたりまえの社会であるという考え方。

イ. 障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

学校、地域において交流活動や共同学習を進めるとともに、ボランティア活動などの福祉教育を行い、障がいのある人に対する理解を深めます。

ウ. 障がいのある人の地域での自立支援の生活

障がいのある人に対する住民の理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加を図るため、社会参加促進事業の普及を図ります。また、安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障害者相談支援事業をはじめとした相談体制の整備を図るとともに、「障害者総合支援法」に基づいた各種福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

エ. 権利擁護の推進

知的障がいや精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ったり、悪質商法などの被害にあったりすることを防ぎ、本人の財産と権利を守るために、「成年後見制度[11]（※）」の活用を普及・啓発していきます。

また、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの利用の手続きや通帳の預かり、代金支払の代行などを行う「日常生活自立支援事業」を社会福祉協議会が実施しており、それらの相談や契約件数は累積している状況にあり、引き続き定着と普及に取り組んでいきます。

（５）高齢者

①現状と課題

わが国では、人口減少社会が本格化する中、65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、総人口の約３割を占めています。島根県においても、2023（令和５）年の人口統計によると、県人口は 65 万人を割り込む中、高齢者人口の割合は 35％に上っています。津和野町においては、2023（令和５）年 10 月現在で高齢者人口は 3,335 人、高齢化率は 50.5％、高齢者の一人暮らし世帯は 734 世帯で、総世帯数の 23.8％に達しています。こうした状況の中、介護サービスや介護予防の取組の充実、高齢者

11　成年後見制度
認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が不動産などの財産管理や福祉サービスなどの契約をする必要があっても、自分ですることが難しい場合があります。このような方々を保護、支援する制度。

の権利擁護の推進、高齢者が地域で活躍できる環境の整備など、町民誰もが高齢期を安心して生きがいを持って過ごせるような社会の実現を図ることは重要な政策課題です。とりわけ、津和野町は全国に先駆けて高齢化が進行している島根県においても高齢化率が高く、高齢者が「自立と尊厳」を持てる社会を率先してつくり上げていくことが求められています。

■高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）

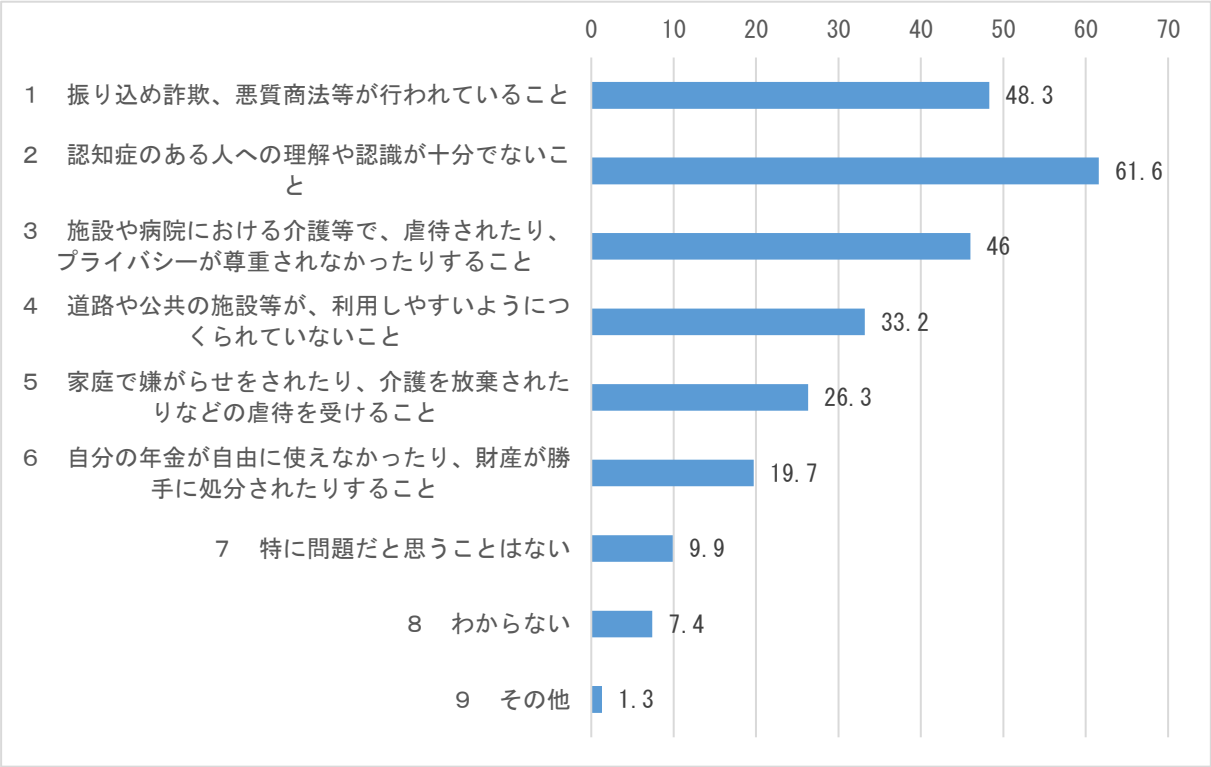

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

少子高齢社会における持続可能な社会システムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が社会参加活動の中で生きがいを感じられるような環境づくりに取り組み、高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」を進めます。あわせて、高齢者一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で生涯安心して、その人らしい生活が送れるような環境づくりを進めます。

ア．福祉教育、意識啓発の推進

一人ひとりが心豊かで健やかに暮らせる福祉社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、子ども

に対する実践的福祉教育を推進することが大切です。このため、1997（平成９）年に策定した「福祉教育の推進に関する基本的な指針」に基づき、1999（平成 11）年に「福祉教育指導資料」を作成しました。この資料を十分に活用して、生命を尊重する心や思いやりの心を育てたり、参加・交流型のボランティア活動などを進めます。

近年、認知症高齢者が増加する中で、認知症に対する誤解や偏見が存在しています。認知症当事者とその家族の意思が尊重され、地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を進めます。

また、「老人週間」を中心に、高齢者の長寿と健康を祝福するとともに、高齢者が多年にわたり社会の進展に寄与してきた人として、かつ、豊富な知識と経験を有する人として敬愛されるよう周知し、高齢者の生きがいと健康づくりへの意識高揚を促進します。

イ．就労対策の推進

豊かで活力のある社会を実現していくためには、高齢者の意欲と能力に応じた雇用の機会確保が重要です。高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が職場や地域活動に活かされ、自らの生活安定と生きがい、あるいは地域社会に一定の役割を果たすことができるように支援していくことが求められます。

そのため、島根労働局と連携して、事業主に対し、高齢者の就職の機会確保のための啓発を積極的に進めるとともに、臨時的・短期的な仕事を希望する高齢者が就労できるようシルバー人材センター等に対して、指導・支援を行います。

ウ．高齢者の尊厳を支えるケアの推進

2000（平成 12）年から実施された介護保険制度により、措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護のあり方は大きく変容しましたが、近年は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境はさらに変化しています。

こうした状況を踏まえ、たとえ介護を必要とする状態になっても、地域で孤立することなく、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とすること、すなわち、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指し、2006（平成 18）年には、「高齢者虐待防止法」が施行されました。このため、県や関係団体との連携のも

と、介護サービスや介護予防施策の充実、地域包括ケアシステムの推進、高齢者虐待の未然防止・早期対応や「成年後見制度」の活用など、実行性ある権利擁護の仕組みづくりを図ります。また、2024（令和５）年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症高齢者やその家族への支援を推進していきます。

エ. 新たな共助の仕組みづくりの推進

少子高齢社会においては、地域活動において元気な高齢者の活躍が不可欠であり、スポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成し、地域活動を支える人材の育成を図り、自主的な高齢者のグループ活動や社会参加活動を通じて、生活の質の向上を追及できるような環境づくりを目指します。また、老人クラブの活動支援やいきいきファンド事業などにより、自主的な元気高齢者グループの活動を活性化し、高齢者が中心となって活躍する新たな共助の仕組みづくりに取り組みます。

オ. 権利擁護の推進

認知症などによって、判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ったり、悪質商法などの被害にあったりすることを防ぎ、本人の財産と権利を守るために、成年後見制度の活用を普及・啓発していきます。

また、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの利用の手続きや通帳の預かり、代金支払の代行などを行う「日常生活自立支援事業」を社会福祉協議会が実施しており、それらの相談や契約件数は累積している状況にあり、引き続き定着と普及に取り組んでいきます。

（６）患者および感染者等

①現状と課題

感染症や難病に対する正しい知識と理解が十分とはいえない状況にあり、偏見や差別による患者や感染者等の社会生活の難しさが指摘されています。

ハンセン病回復者[12]（※）は、1996（平成８）年に「らい予防法」が廃止されるま

12　ハンセン病回復者
昔ハンセン病にかかったが完治した方々。元患者。

で、療養所への強制隔離という基本的な考え方が継続されるなど、患者本人や家族、親族までが差別や偏見を受けてきました。多くの療養所の入所者やその退所者は、根深い偏見や差別により、いまだに故郷に帰ることもできない状況にあります。

また、HIV 感染者やエイズ患者（以下、「HIV 感染者等」という。）は、医療の拒否、就職や入学の拒否、職業の解雇などの人権問題が指摘されています。

このほか、膠（こう）原（げん）病などの難病患者も、病気に対する理解の乏しさなどにより、心ない言葉をかけられたり、就労が困難であったり、療養環境が十分でないなど、社会生活の難しさが指摘されています。難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療が必要な中で、患者自らの意志で、その人らしい生活が送れるような支援が求められています。

新型コロナウイルス感染症の発生においては、未知のウイルスに対する恐れから感染された方やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別的行為が生じました。今後、未知の新興感染症が発生・流行した際にも同様な問題が起こることが危惧されます。

■HIV（エイズの原因ウイルス）感染者および肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）

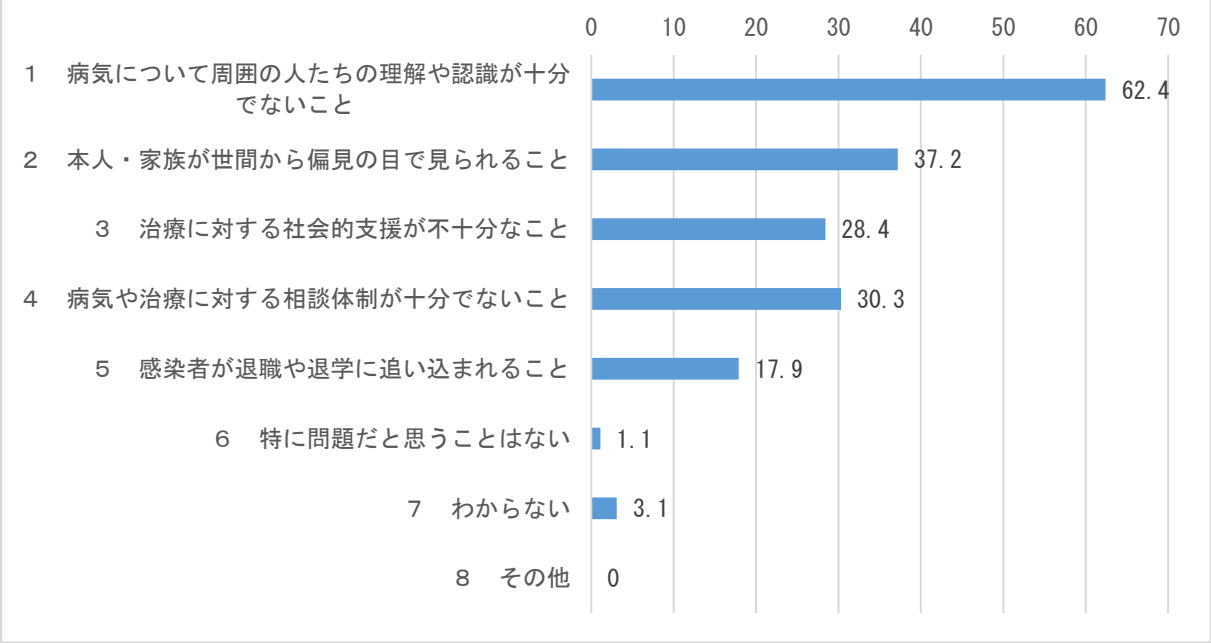

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

感染症や難病等に対する正しい知識の普及・啓発活動を推進し、患者及び感染者

等がその人権を尊重され、不当な偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

ア. ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病療養所入所者の体験談などを多くの町民に伝える活動に取り組むなど、あらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及や啓発を行います。

イ. HIV 感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

小学校・中学校・高等学校・においては、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、エイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を解消するため、人間尊重、男女平等の精神に基づくエイズ（性）教育を家庭や地域と連携して推進します。

ウ. 感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進

感染症に対する差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及に努めます。また、感染症の患者等を社会から切り離す視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権尊重を両立させる観点から、患者個人の意志や人権を尊重し、早期に社会に復帰できるよう努めます。

エ. 難病患者等への支援

難病患者及び家族に対する専門医療相談や就労相談、訪問相談などを実施するほか、患者家族の会のネットワークづくりなどの活動に対する支援を行います。また、患者家族を支える組織の育成やボランティアとの連携づくりを支援します。

オ. インフォームド・コンセントの普及

医師会等医療関係団体における研修の場や医療機関を対象として「医療安全研修会」等の機会を利用して、「インフォームド・コンセント[13]（※）」の推進に関する啓発等に努めます。

（7）外国人

① 現状と課題

13　インフォームド・コンセント
医学的処置や治療に先立って、医師が患者に対し病状や治療目的、危険度などについて必要な情報を提供し、患者の同意を得た上で治療等を行うこと。

国際化の進呈に伴い、我が国で生活する外国人住民は年々増加しています。津和野町では、国籍に関わらず全ての町民が共に生きる「多文化共生社会」を推進するため、関係機関、団体等と連携し外国人住民を支援するための各種施策を実施してきました。しかし住居や仕事を探す外国人住民に対する差別や、日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができないなどのさまざまな課題があります。

津和野町における外国人住民数も年々増加する傾向にあり、2024（令和６）年 12 月末には 68 人となっています。外国人住民も地域社会の構成員として、共に生きていく多文化共生社会づくりの推進が求められています。

■日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか（複数回答可）

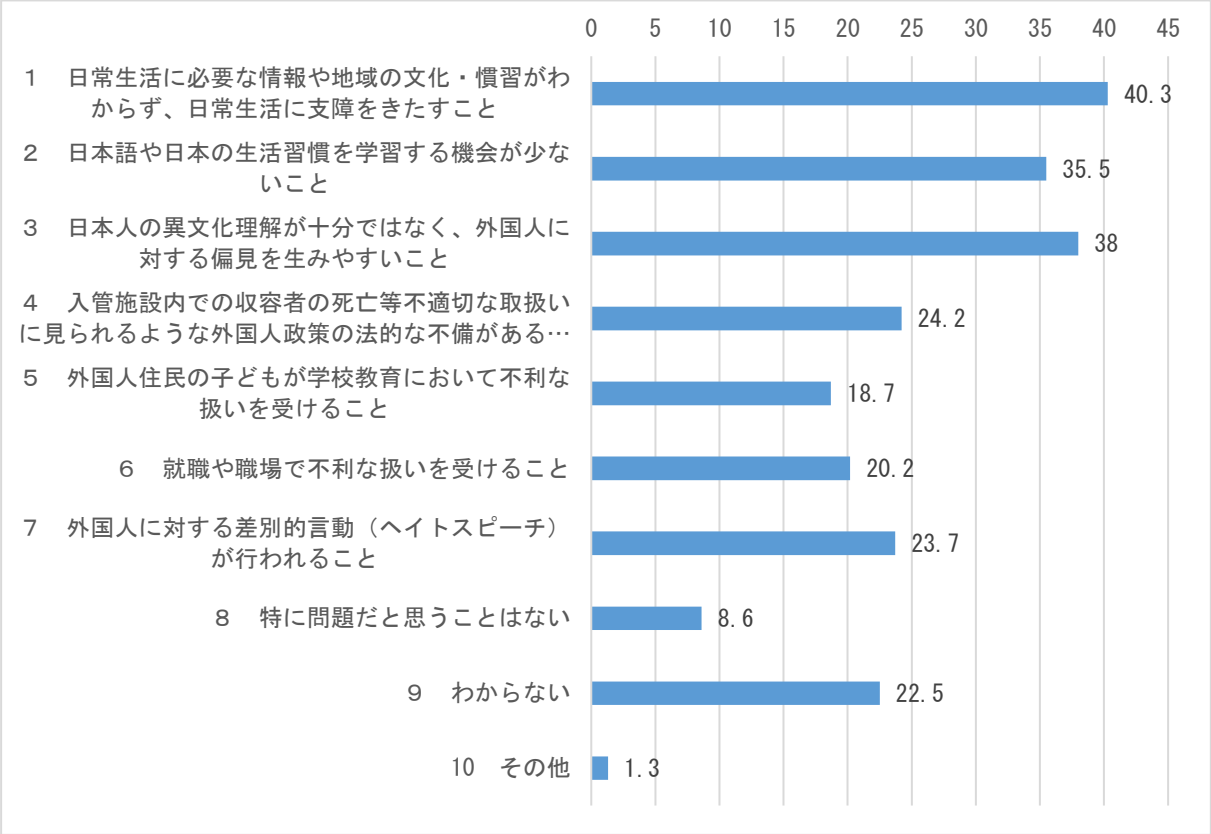

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

「国際交流」・「国際協力」の広がりや外国人住民の増加にともない、他の国の人やその文化に接する機会も増えてきます。他の国の文化を自らの文化の価値観で一

方的に評価するのではなく、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、多様な文化を持つ人々が排除し合うことなく、同じ地域に暮らす住民として、すなわち、「多文化共生社会」の構築に協力し合うことが求められています。このため、外国人住民についての理解促進並びに外国人住民の自立及び社会参画の機会づくりを進めます。

ア. 外国人住民への理解啓発の推進

津和野町の外国人住民の数は、年々増加してきており、その国籍も多様化してきています。このような状況の中で、全ての住民が、安心してくらせる「まちづくり」を推進していくために、学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み、差別や偏見の解消のための啓発に努めます。

また、「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）は許されないことを町民へ周知し、その解消に取り組みます。

イ. 外国人のための労働環境の整備

外国人労働者がその能力を有効に発揮しながら就労できるよう国や県と連携し各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に取り組みます。

ウ. 外国人のための相談体制の充実

外国人住民には、言語の問題や文化摩擦、話し相手の不足など、多くの悩みがあり、ボランティアとの連携も図りながら、相談体制を充実させ課題の解決に取り組みます。

（８）犯罪被害者とその家族

① 現状と課題

犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪の直接的な被害だけでなく、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材による精神的な被害等、様々な二次的被害に苦しんでいる状況があります。

2005（平成 17）年には、犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。県では、2006（平成 18）年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「島根県犯罪のない安全で安心

なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等支援の推進を図ることとしています。

しかし、犯罪被害者等の置かれた立場に対する理解が広く町民の中に浸透し、支援に対する十分な協力が得られているとはいえない状況にあります。犯罪被害者等がその受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活ができるように、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援を行う必要があります。

■犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）

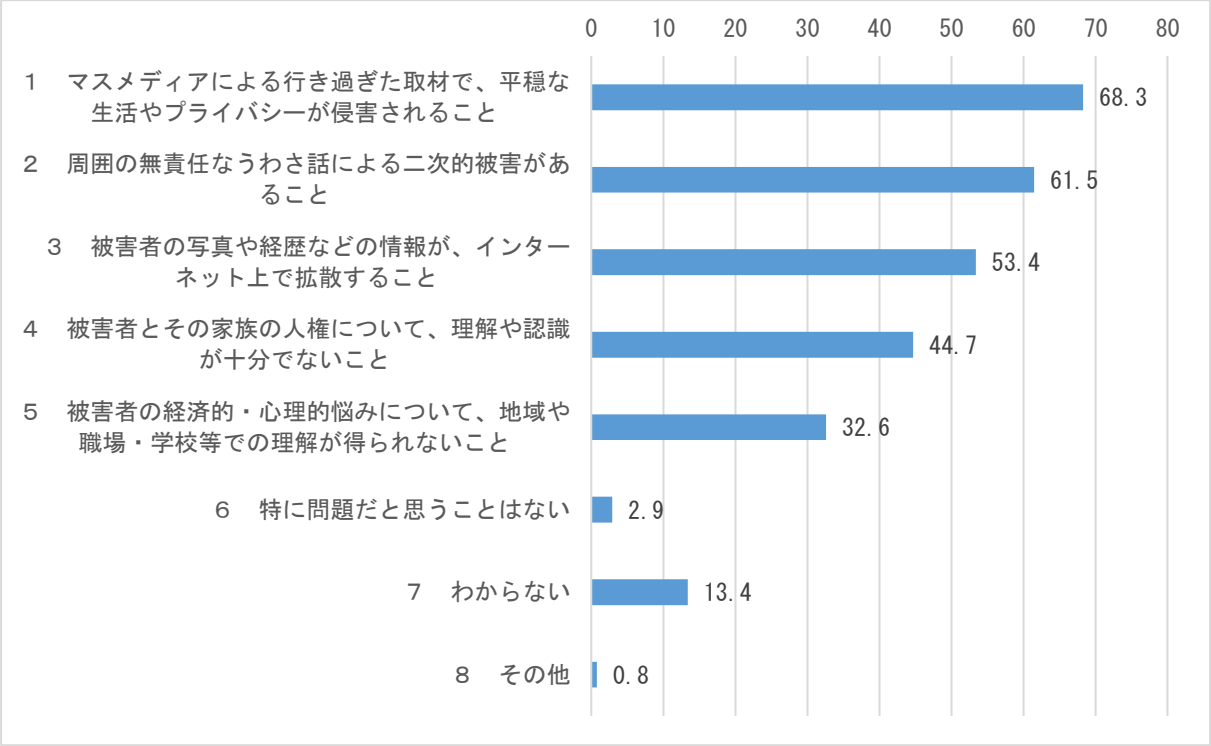

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

「犯罪被害者等支援法」により、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。犯罪被害者等の視点に立った広報・啓発や相談・支援体制の充実に監視、関係機関との連携により次の施策を推進します。

ア. 広報・啓発の推進

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという機運をつくるため、関係機関と連携して犯罪被害者等による講演会の開催や、各種マスメディア等を活用した広報啓発活動を実施するなど、犯罪被害者等が置かれている状況を理解してもらう活動を展開します。

イ．相談・支援体制の充実

犯罪被害者等からの相談については、「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」、「警察総合相談電話」、「性犯罪 110 番」、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」、「ストーカー相談電話」など、各種相談窓口の周知を図ります。

（9）刑を終えて出所した人等

① 現状と課題

刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、根強い偏見や差別が社会復帰を妨げ人権の侵害につながる場合があります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

こうした状況を踏まえ、2016（平成 28）年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の社会復帰や再犯防止に関する啓発についての施策を講じることが定められました。この法律に基づき、刑を終えて出所した人が再び同じ地域社会の一員として円滑な社会復帰の促進を図ることが必要です。

こうした考えに立ち、「更正保護制度」が整備され、国家公務員である保護観察官をはじめ、民間の篤志家である保護司や協力事業主などが刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援を行っています。

■刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（複数回答可）

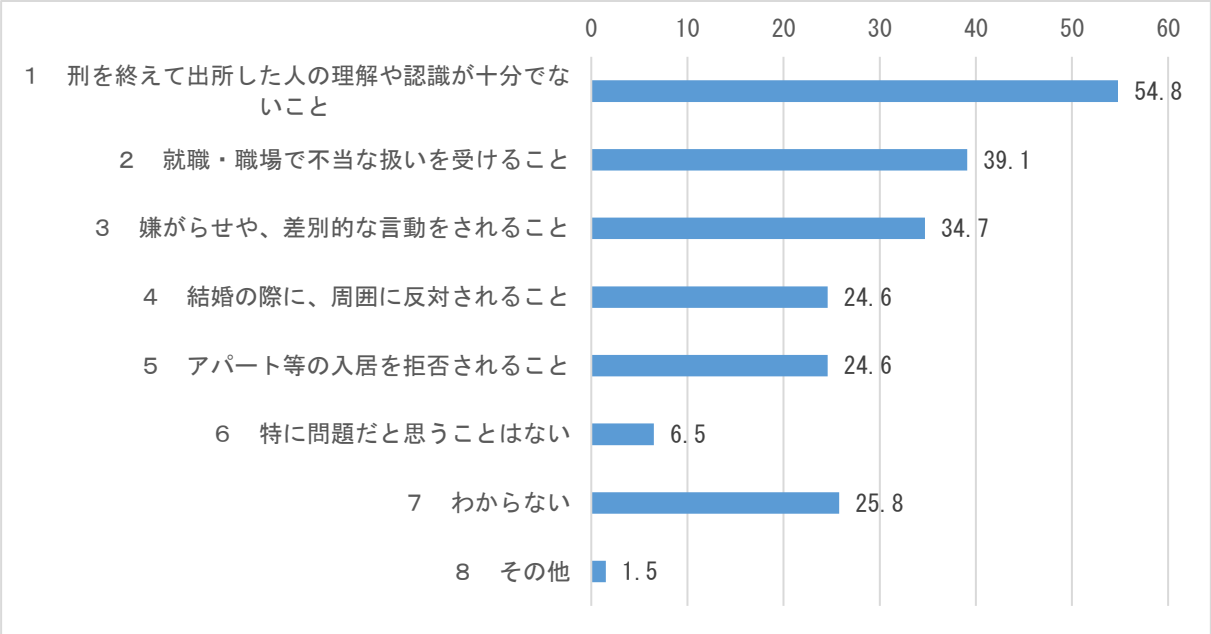

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と一人ひとりの理解と協力が必要です。このため、刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れられる地域社会づくりを進めます。

ア．再犯防止への取組及び啓発活動

町内の保護司等、更生保護に係る活動について、町民の理解と関心が得られるよう、“社会を明るくする運動”や広報活動等により意識啓発に努め、更生保護に関する理解を深めます。

犯罪をした人等への円滑な社会復帰に向けて、関係団体・関係機関との連携を図り、住居の確保や就労に向けた相談、進学等に向けた支援を推進します。

イ．保護司、更生保護女性会への活動支援

保護司の適任者確保に向けて協力を行うとともに、保護司、更生保護女性会の公民館、公共施設の利用等について活動支援を行います。

（10）性的指向、性自認等（LGBTQ＋等）

①現状と課題

「性的指向」とは、恋愛感情や性的意識がどの性に向くのか、またどの性に向かないのかを示す概念です。そして、性の指向は人によって違い、一様ではありません。また、「性自認」とは自己の性をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」ともいいます。身体は男性で、自分を女性と認識している人、身体は女性で、自分を男性と認識している人、男性、女性どちらにも当てはまらないと感じている人もいます。このような性的指向や性自認に関わるLGBTQ＋等の当事者は、日本において、人口の約８％[14]（※）であると推定されています。

性的指向や性自認に関わるLGBTQ＋等の当事者は、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、偏見や差別の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象になったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられたりするなど、様々な問題に直面しています。

2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「性同一性障害者特例法」という。）」が施行され、一定の基準を満たせば、戸籍上の性別の取扱いの変更について、家庭裁判所での審判を受けることができるようになりました。さらに2008（平成20）年には「性同一性障害者特例法」が一部改正され要件の緩和が図られましたが、依然、未成年の子がいないことや身体変容などが定められています。

また、2019（令和元）年の「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）防止のための雇用管理上の措置が事業主に義務付けられ、職場におけるパワハラに該当する例として、相手の性的指向・性自認に関する言動や性的指向・性自認に関する望まぬ暴露であるいわゆる「アウティング[15]（※）」の禁止が規定されました。このように、我が国においては、解決すべき問題であるという提起が繰り返しなされています。

島根県では、性的指向や性自認の多様性が尊重される環境を整備するため、2023

14　LGBTQ＋等の当事者は、日本において、人口の約８％
公益財団法人人権教育啓発推進センターの啓発資料「性の多様性を考える（2017（平成29）年３月発行）」による。

15　アウティング
本人の許可なく、他の人に公にしていない性的指向・性自認等の秘密を暴露すること

（令和５）年 10 月から「島根県パートナーシップ制度」が開始され、島根県内の市町村で夫婦と同等のサービスを受けることができるようになりました。

■性的指向、性自認等（LGBTQ＋等）に関わる人権について、あなたはどのように考えますか。

（複数回答可）

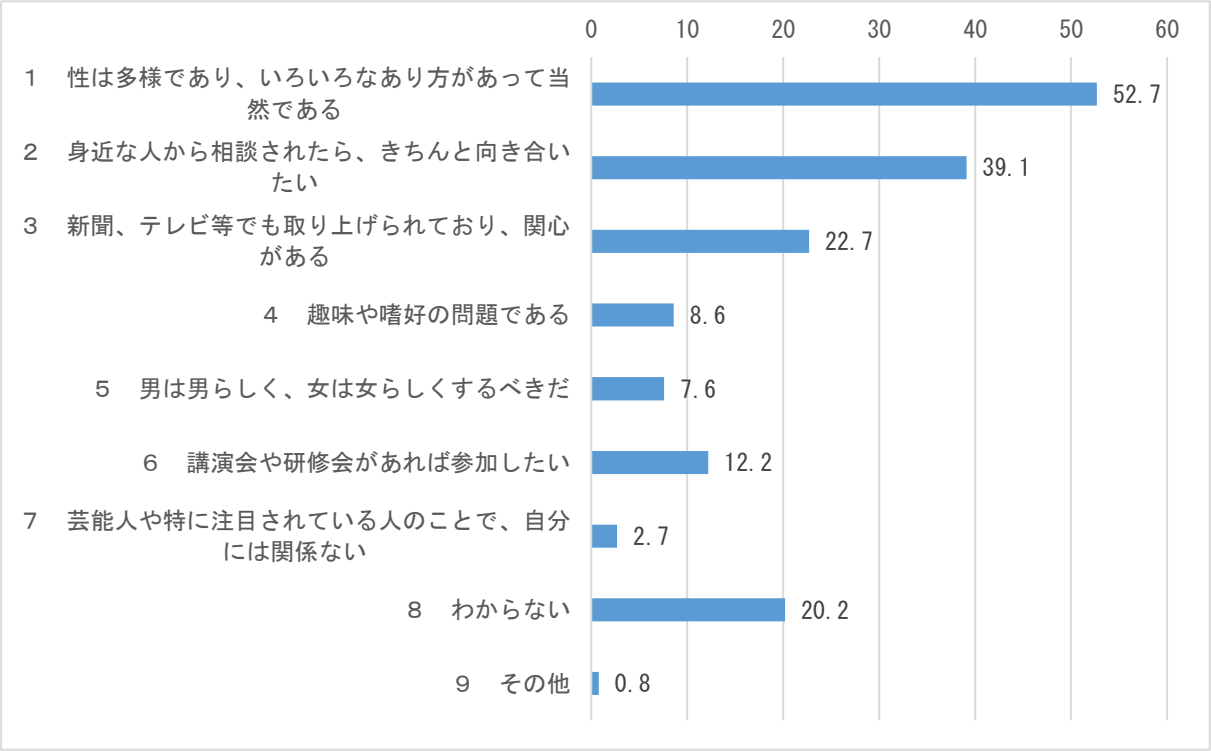

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

性的指向、性自認等について、この問題の解決に取り組む民間の団体とも連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組むとともに、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

(11) インターネットによる人権侵害

① 現状と課題

高度情報化の進展にともなうパソコンやインターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、多くの人々が、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになりました。しかし、その一方で、他人のプライバシーを侵害したり、名誉を毀損するような悪質な情報発信が行われたり、

犯罪や差別の助長にもつながる有害情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を利用した深刻な人権侵害問題が全国的に多発しています。

こうした状況を踏まえ、国は、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定し、2002（平成 14）年に施行しました。また、これにあわせて、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成することにより、重大な人権侵害事案に関しては、法務省人権擁護機関が直接プロバイダ等に書き込みの削除依頼を行うようにするなど、個人情報の適正な取り扱いの徹底や被害者の迅速な救済に向けた法整備を進めています。

2014（平成 26）年には、プロバイダ責任制限法の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行され、2022（令和４）年には、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることから、「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 67 号）が成立し、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

■インターネット上の人権侵害をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答可）

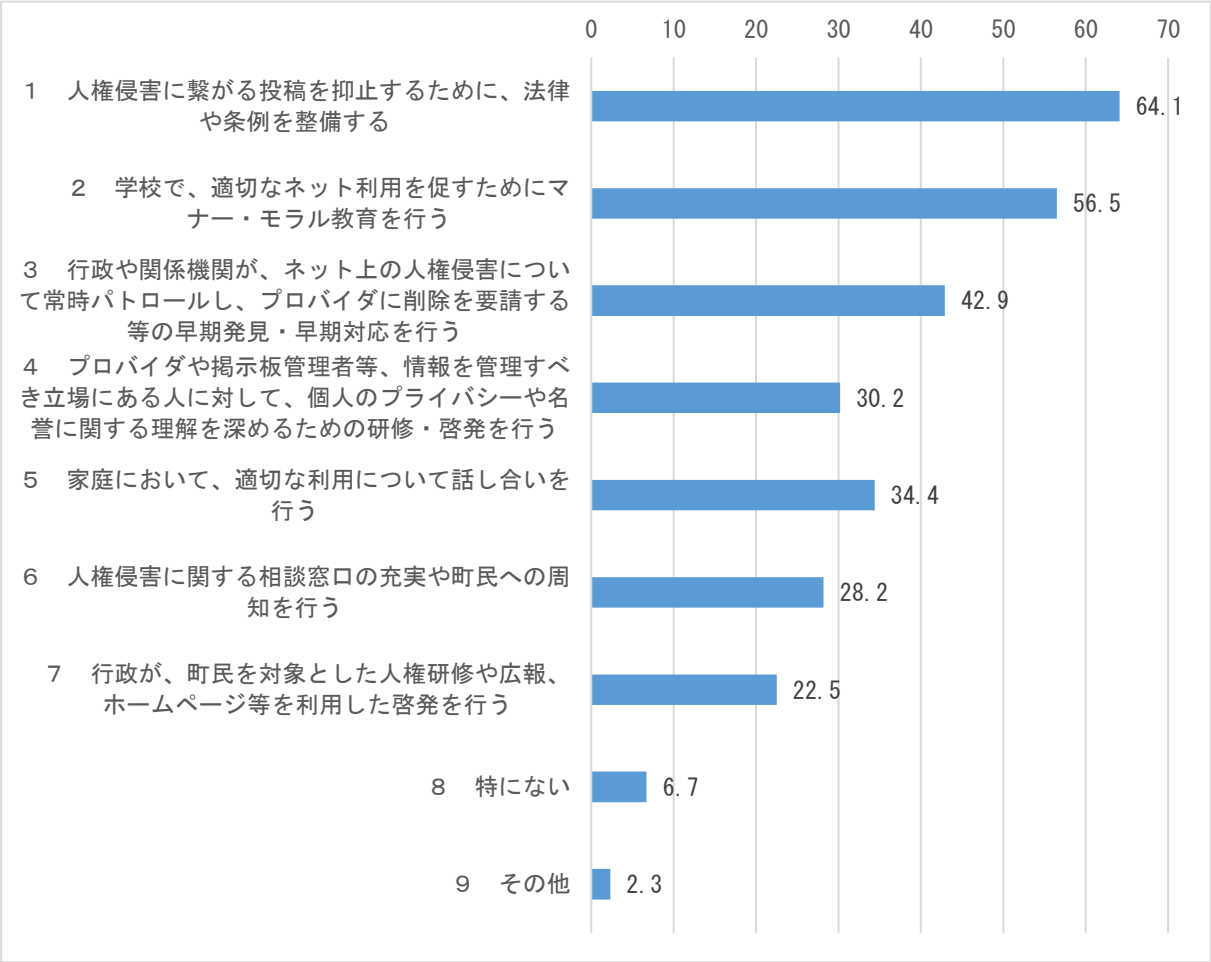

「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（2024）

② 施策の基本的方向

法務局や県、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。また、町民一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深められるよう啓発を推進します。

(12) 様々な人権問題

① プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。しかし、近年の情報通

信社会の進展にともない、様々な分野での個人情報を利用したサービスが提供され、社会生活が大変便利なものになっている反面、個人情報の取り扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。

このような状況を踏まえ、個人の権利利益を保護するために、県においては、2002（平成 14）年に「島根県個人情報保護条例」を、国においても 2005（平成 17）年に「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を、津和野町においても「津和野町個人情報保護条例」を施行し、個人情報保護制度が整備されました。今後、これらの法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図っていきます。

②「ひのえうま」などの迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」など、非科学的で根拠のないものであるにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。なかでも「きつねもち」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。

このような差別を温存・助長する原因となる、古くから社会に存在する様々な迷信や因習についても、決して鵜呑みにせず、合理的な考え方のもとに正しく理解し行動することにより、差別の解消に繋げていくよう啓発を進めます。

③アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化をもった民族です。しかし、過去の同化政策などにより、伝統的生活を支えてきた狩猟や漁労が制限又は禁止されたうえ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、差別や偏見が依然として存在しています。このため、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、1997（平成９）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。また、2008（平成 20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。その後、2019（令和元）年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重さ

れる社会を実現するための施行の推進に関する法律」では、アイヌであることを理由とした差別の禁止について規定されるとともに、国の責務等が明確化されました。こうした法律や決議の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

④北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮に拉致された日本人は、2002（平成 14）年に帰国が実現した５名のほか、日本政府が拉致被害者と認定している 17 名のほか、北朝鮮の拉致の可能性を排除できない人は 2024（令和６）年 11 月１日現在で 871 名にのぼります（警察庁ホームページ掲載）。国においては、2006（平成 18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、問題の解決に向け対処しており、地方自治体においても国民世論の啓発を図るよう求められています。このため、国や県と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めます。

⑤ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われています。こうしたホームレスの人々の生活の自立を支援するため、2002（平成 14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が 10 年間の時限法として施行され、2012（平成 24）年６月に５年間、2017（平成 29）年６月に 10 年間、その期限が延長されました。2013（平成 25）年には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定され、毎年ホームレスの実態に関する全国調査を実施しています。今後、必要に応じて個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活を支援するため、関係機関との連携や地域福祉等の推進に取り組みます。

⑥人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応

国連において、2000（平成 12）年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」が採択されています。わが国においても、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなどの反社会的行為が発生しており、刑法の人身売買罪や売春防止法違反及び入管法違反（不法就

労助長罪）等で検挙される事件が後を絶ちません。こうした人身取引を撲滅することが国際的に重要な課題であり、我が国が受入れ国として非難されている現状について、町民への啓発に努めるとともに、人身取引を撲滅するため、県、関係機関との連携を図りながら被害者からの相談や保護の求めやすい環境づくりを推進します。

⑦ 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人は、1945（昭和 20）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた方々で、帰国まで長期間を要したことから、多くの方が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することとなりました。このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族においては、その正しい認識と理解を進め、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定に努めます。

⑧ 災害と人権

2011（平成 23）年３月 11 日に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほかに、災害時に迅速、的確な行動がとりにくく被害を受けやすい被災者について十分な配慮がされていないことが問題となりました。

また、福島第一原子力発電所事故により、非難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなども社会問題化しました。

大規模な豪雨や台風などの自然災害が多発する中、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者について、避難時や避難所において様々な課題に配慮した取組が必要となっています。

被災者の視点に立った施策を推進し、災害時にもすべての被災者の人権が尊重される環境づくりを進めていくとともに、風評被害や差別の防止に係る人権教育・啓発の推進に努めます。

⑨ その他の人権課題

その他、この基本指針に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

令和６年度津和野町人権・同和問題町民意識調査

平素より、町行政に格別のご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、津和野町では「津和野町人権・同和行政基本指針」を 2015（平成27）年に策定し、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指し、様々な人権課題の解決に向けて取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、同和問題をはじめとする人権課題は存在しており、学校でのいじめや、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する人権課題は未だ解決には至っていません。さらに近年では、情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害や犯罪被害者、性的少数者、新型コロナウイルス感染者等への新たな人権課題も顕在化しております。

このような人権課題が後を絶たない状況の中、改めて町民の皆様の意識を把握し、今後の人権課題に関する施策をさらに推進していくため、「令和６年度津和野町人権・同和問題町民意識調査」を実施いたします。

本意識調査の結果を踏まえ、これまでの取り組みを見つめ直し、今後の人権・同和問題及び啓発の課題を明らかにするとともに、策定から 10年を迎える「津和野町人権・同和行政基本指針」の改訂を行い、更に効果的な推進を図って参りたいと考えております。そして、町民一人一人が研修会や学習会等で知識を深めるとともに、人権が尊重された住みよいまちづくりに向けた実践力を身につけていかなければならないものと思っております。

つきましては、この調査票におきまして忌憚のないご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

令和６年11月

津和野町長　　下森　博之

■この調査について

1．この調査は、津和野町における今後の人権施策を推進するうえでの基礎資料として活用するために、町民のみなさまに人権課題についてのお考えをお聞きするものです。

2．このアンケートは、町民のみなさまの中から、**無作為に１，４００名の方を選んで**お送りしています。

3．**無記名でお答えください**。結果は統計的処理いたしますので、個人の回答内容が外部にもれることや、あなた自身にご迷惑をおかけすることはいっさいありません。

4．回答内容は調査の目的以外に使用することはありません。

5．回答に要する時間は概ね10分です。

■ご記入にあたってのお願い

1．あて名の**ご本人**がお答えください。

2．黒または青の筆記用具をお使いください。

3．指示にしたがってあてはまる番号に○をつけるか、数字をご記入ください。

4．お答えいただいたアンケートは、**１２月１３日（金）までに**同封の封筒に入れてご返送いただくか、オンラインで回答いただきますようお願いいたします。

URL ： https://forms.gle/B2YL4joeoaBRvfyz8

QR コード

《お 問 い 合 わ せ 先》

この調査に関するご質問などは、下記までお願いいたします。

津和野町教育委員会　社会教育係

所在地　〒６９９－５６０５　津和野町後田ロ６４番地６

電話　　（０８５６）７２－１８５４

FAX　　（０８５６）７２－１６５０

E-Mail　　kyouiku@town.tsuwano.lg.jp

１．人権尊重社会に対する感じ方

問１．今の津和野町は、人権が尊重される社会になっていると思いますか。（○は１つ）

1　そう思う（14.3）
2　どちらかといえばそう思う（44.8）
3　どちらかといえばそうは思わない（27.3）
4　そうは思わない（6.3）
　　無回答（7.3）

問２へ

●問１の２へ

●問１の２．そう思われた理由は何ですか。（○はいくつでも）

1　自分勝手で他人のことを考えない人がいる（20.0）
2　地域や職場で、いじめや嫌がらせ、うわさ話などで傷付ける人がいるから（15.6）
3　人権問題に無関心な人や他人事意識の人がいるから（16.0）
4　いろいろな差別があるから（10.1）
5　新型コロナウイルス感染症の感染者、医療従事者への差別があるから（2.3）
6　学校でのいじめや教員による体罰などがあるから（1.5）
7　女性、子ども、障がい者、高齢者等に対する虐待や暴力があるから（4.0）
8　その他（1.7）

２．風習・慣習に対する意識

問２．日本には古くからの言い伝えや考え方などがありますが、次の（１）～（５）について、
あなたはどう思いますか。（○はそれぞれ１つずつ）

	1 当然のことと思う	2 おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う	3 間違っていると思う	4 その言い伝えや考え方自体を知らない	無回答
結婚式は「大安」の日でないとよくないとする考え方	17.2	33	37.2	3.2	9.4
葬儀は「友引」の日を避ける考え方	20.4	32.6	33.4	4.4	9.2
結婚相手を決めるときに、家柄を気にする考え方	4.6	17.4	66.8	1.7	9.5
結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をする考え方	10.1	15.5	61.6	3.2	9.5
「ひのえうま」の生まれということで、結婚をいやがる考え方	1.1	8.4	68.5	13.0	9.0

３．人権の知識・認識

問３．過去５年間ぐらいの間に、日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。（○は１つ）

1　よくある（1.3）
2　時々ある（18.3）

→ **●問３の２、●問３の３、●問３の４へ**

3　ほとんどない（41.4）
4　まったくない（36.6）

→ **問４へ**

無回答（2.3）

●問３の２　それは、誰から（どこで）受けましたか。（○はいくつでも）

1　職場において（39.8）
2　近隣の人から（53.4）
3　家族や親せきなどから（13.6）
4　行政の人（公務員）から（11.7）
5　SNS等のインターネット上において（1.9）
6　学校において（2.9）
7　テレビや新聞等のマスコミ報道において（4.9）
8　その他（7.8）

●問３の３．それは、どのような差別や人権侵害を受けましたか。（○はいくつでも）

1　差別的な応対や言動を受けた（49.5）
2　パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等のハラスメントを受けた（39.8）
3　あらぬうわさや悪口などで名誉や信用を傷つけられた（37.9）
4　仲間はずれにされたり、いじめ等を受けたりした（16.5）
5　プライバシーを侵害された（14.6）
6　脅迫や強要を受けた（4.9）
7　虐待や暴力を受けた（0）
8　その他（6.8）

●問３の４．そのとき、あなたはどうしましたか。（○はいくつでも）

1　誰にも相談しなかった（42.7）
2　家族や親せき、友人に相談した（29.1）
3　職場の人権相談担当や上司、同僚に相談した（8.7）
4　学校等の教職員に相談した（1.0）
5　身近な人に相談した（24.3）
6　相手に抗議した（18.4）
7　弁護士や法テラスに相談した（2.9）
8　民間団体に相談した（0）
9　法務局や人権擁護委員、県・町の相談部署に相談した（1.9）
10　警察に相談・通報した（2.9）
11　その他（3.9）

問４．あなたの身近な人が、差別的な言動をしたとしたら、あなたはどうしますか。（○は１つ）

1　差別的な言動であることをその場で指摘して、その人と話し合う（33.2）
2　後日、人権問題についてよく知っている人を交えて、その人と話し合う（7.3）
3　どう話してよいかわからず、気まずくなってはいけないので、そのままにしておく（26.9）
4　指摘せずに、ほかの話題に変えるようにもっていく（19.7）
5　相手に合わせて自分も差別的な言動をしてしまう（0.8）
6　その他（3.4）
　無回答（8.8）

４．同和問題について

問５．同和問題について初めて知ったのは、いつ頃ですか。（○は１つ）

1　小学校入学前（1.3）　2　小学生（27.9）　3　中学生（25.2）
4　高校生（9.2）　5　高校卒業後（21.2）　6　そもそも知らない（10.5）
　無回答（4.8）

問６．同和問題について初めて知ったのは、どのようなことがきっかけでしたか。（○は１つ）

1　学校の授業で教わった（30.5）
2　家族、親せきの人から聞いた（22.3）
3　講演会、研究会などで聞いた（9.2）
4　テレビ、映画、新聞、本などで知った（7.4）
5　インターネットで知った（0）
6　職場の人から聞いた（4.4）
7　近所の人から聞いた（3.4）
8　学校の友達から聞いた（2.5）
9　県・町の広報誌などで読んだ（2.9）
10　覚えていない（5.7）
11　同和問題のことは知らない（5.7）
12　その他（1.9）
　　無回答（4.0）

問７．同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

1　結婚のときに、家族や親せきなどが反対すること（55.7）
2　身元調査をすること（44.5）
3　差別的な言動をすること（47.3）
4　家（住宅）を買ったり借りたりするときに同和地区を避けること（38.5）
5　就職のときに、差別があること（39.1）
6　インターネット上に差別的な情報を掲載すること（31.5）
7　差別的な落書きをすること（29.0）
8　特に問題だと思うことはない（11.5）
9　わからない（8.6）
10　その他（2.9）

問８．結婚についておたずねします。【（１）（２）ともにお答えください】

（１）仮に、あなたのお子さんが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか。（○は１つ）

1　子どもの意思を尊重する（75.0）
2　親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認める（15.6）
3　家族の者や親せきの反対があれば、結婚を認めない（2.9）
4　絶対に結婚を認めない（1.0）
　　無回答（5.5）

（２）仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。（○は１つ）

1　自分の意思を貫いて結婚する（31.1）
2　親の説得に全力を尽くした後に、自分の意思を貫いて結婚する（46.9）
3　家族の者や親せきの反対があれば、結婚しない（9.4）
4　結婚をあきらめる（3.4）
　　無回答（9.2）

問９．仮に、あなたが家（住宅）を購入しようとした際に、価格や立地条件などが希望にあっていても、その物件が同和地区にあるとわかったら、あなたはどうしますか。（○は１つ）

1　避ける（6.5）
2　どちらかといえば避ける（19.8）
3　どちらかといえば避けない（13.5）
4　全く気にしない（33.6）
5　わからない（22.3）
　　無回答（4.2）

問10．同和問題は、あなたにとってどんな問題ですか。（○は１つ）

1　地区以外の人には直接関係のない問題だ（5.2）
2　自分ではどうしようもない問題だから、成り行きにまかせるより仕方がない（17.2）
3　自分ではどうしようもない問題であり、誰か然るべき人が解決してくれる（4.6）
4　基本的人権に関わる問題だから、自分も住民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ（43.1）
5　問題は解決している（5.0）
6　よく考えていない（19.7）
　　無回答（5.3）

問11. 同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。（○はいくつでも）

1　差別をなくし人権を大切にする教育や啓発・広報を積極的に進める（54.4）
2　相談体制を充実させる（27.9）
3　地区内外の交流を進める（25.6）
4　地区にかたまって生活しないで、分散して住む（9.5）
5　地区の住宅環境や生活環境等を整備・改善する（14.5）
6　時がたてば差別は自然になくなるので、そっとしておく（12.2）
7　地区の人自身が差別を受けないように努力する（10.7）
8　差別はなくならない（8.6）
9　差別した人を法律で処罰する（5.2）
10　解決済みであり、特に対策は必要ない（8.2）
11　わからない（15.3）
12　その他（3.6）

５．女性の人権について

問12. 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

1　男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）があること（44.8）
2　社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること（46.2）
3　職場における採用、昇進、賃金等についての男女の差があること（38.4）
4　職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること（34.7）
5　企業や役場、地域などにおいて方針を決定する過程に女性が十分参画できていないこと（25.6）
6　セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）の被害者の多くが女性であること（35.1）
7　夫や恋人などからの暴力があること（17.9）
8　広告、雑誌、テレビ、ビデオ、SNS等に女性の性を強調した情報が掲載されていること（18.9）
9　売春・買春が行われていること（18.5）
10　「家内」「未亡人」「女流○○」のように女性だけに用いられる言葉が使われること（15.1）
11　特に問題だと思うことはない（9.0）
12　わからない（12.0）
13　その他（2.1）

６．子どもの人権について

問13. 子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

1　仲間はずれやインターネット上の差別発言による嫌がらせなど、いじめがあること（67.4）
2　大人による体罰や虐待があること（48.5）
3　家庭の経済状況等が理由で、子どもの生活や進学、就職等に支障があること（52.1）
4　児童買春、児童ポルノ、援助交際などがあること（33.2）
5　家庭や地域が子どもの教育に無関心になっていること（22.3）
6　社会の中に体罰を容認する考え方があること（14.9）
7　特に問題だと思うことはない（6.1）
8　わからない（7.8）
9　その他（1.5）

７．高齢者の人権について

問14. 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

1　振り込め詐欺、悪質商法等が行われていること（48.3）
2　認知症のある人への理解や認識が十分でないこと（61.6）
3　施設や病院における介護等で、虐待されたり、プライバシーが尊重されなかったりすること（46.0）
4　道路や公共の施設等が、利用しやすいようにつくられていないこと（33.2）
5　家庭で嫌がらせをされたり、介護を放棄されたりなどの虐待を受けること（26.3）
6　自分の年金が自由に使えなかったり、財産が勝手に処分されたりすること（19.7）
7　特に問題だと思うことはない（9.9）
8　わからない（7.4）
9　その他（1.3）

８．障がいのある人の人権について

問15. 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

（○はいくつでも）

1　理解や認識が十分でないこと（64.5）
2　働ける場所が少ないこと（55.2）
3　障がいを理由とする差別的取扱いがあること（39.1）
4　道路や公共の施設のバリアフリー化が十分でなく、外出しづらいこと（36.5）
5　虐待する、避ける、あるいは傷つける言葉を使うこと（29.2）
6　合理的配慮が不十分であること（25.4）
7　身近な地域での福祉サービスが十分でないこと（28.2）
8　学校の受入体制が十分でないこと（18.3）
9　身近な地域で住宅を確保しにくいこと（12.0）
10　特に問題だと思うことはない（4.8）
11　わからない（9.7）
12　その他（0.8）

９．外国人の人権について

問16. 日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

（○はいくつでも）

1　日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと（40.3）
2　日本語や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと（35.5）
3　日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと（38.0）
4　入管施設内での収容者の死亡等不適切な取扱いに見られるような外国人政策の法的な不備があること（24.2）
5　外国人住民の子どもが学校教育において不利な扱いを受けること（18.7）
6　就職や職場で不利な扱いを受けること（20.2）
7　外国人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われること（23.7）
8　特に問題だと思うことはない（8.6）
9　わからない（22.5）
10　その他（1.3）

10. 患者および感染者等の人権について

問17. HIV（エイズの原因ウイルス）感染者および肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

1　病気について周囲の人たちの理解や認識が十分でないこと（62.4）
2　本人・家族が世間から偏見の目で見られること（37.2）
3　治療に対する社会的支援が不十分なこと（28.4）
4　病気や治療に対する相談体制が十分でないこと（30.3）
5　感染者が退職や退学に追い込まれること（17.9）
6　特に問題だと思うことはない（1.1）
7　わからない（3.1）
8　その他（0）

問18. ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

1　地域や社会での正しい知識や理解が十分でないこと（56.5）
2　ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っていること（40.5）
3　ハンセン病回復者の家族に対する偏見・差別が残っていること（31.7）
4　ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難であること（27.9）
5　特に問題だと思うことはない（6.9）
6　わからない（26.1）
7　その他（0）

11. 犯罪被害者とその家族の人権について

問19. 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

1　マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること（68.3）
2　周囲の無責任なうわさ話による二次的被害があること（61.5）
3　被害者の写真や経歴などの情報が、インターネット上で拡散すること（53.4）
4　被害者とその家族の人権について、理解や認識が十分でないこと（44.7）
5　被害者の経済的・心理的悩みについて、地域や職場・学校等での理解が得られないこと（32.6）
6　特に問題だと思うことはない（2.9）
7　わからない（13.4）
8　その他（0.8）

12. 刑を終えて出所した人の人権について

問20. 刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

（○はいくつでも）

1　刑を終えて出所した人の理解や認識が十分でないこと（54.8）
2　就職・職場で不当な扱いを受けること（39.1）
3　嫌がらせや、差別的な言動をされること（34.7）
4　結婚の際に、周囲に反対されること（24.6）
5　アパート等の入居を拒否されること（24.6）
6　特に問題だと思うことはない（6.5）
7　わからない（25.8）
8　その他（1.5）

13. インターネットによる人権侵害について

問21. インターネット上の人権侵害に関して、特にどのようなことが問題だと思いますか。

（○はいくつでも）

1　誹謗中傷する投稿があること（70.6）
2　個人情報を無断で公開する投稿があること（55.9）
3　根拠のない噂やデマを流布する投稿があること（63.5）
4　SNS等において、無視や仲間はずれ等のいじめが起こること（50.4）
5　投稿された内容から個人が特定されること（39.7）
6　悪意をもって加工した写真等の投稿があること（41.4）
7　精神的苦痛を与える投稿があること（46.0）
8　有害な情報の投稿があること（32.4）
9　特に問題だと思うことはない（2.3）
10　わからない（13.7）
11　その他（1.1）

問22. インターネット上の人権侵害をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。

（○はいくつでも）

1　人権侵害に繋がる投稿を抑止するために、法律や条例を整備する（64.1）
2　学校で、適切なネット利用を促すためにマナー・モラル教育を行う（56.5）
3　行政や関係機関が、ネット上の人権侵害について常時パトロールし、プロバイダに削除を要請する等の早期発見・早期対応を行う（42.9）
4　プロバイダや掲示板管理者等、情報を管理すべき立場にある人に対して、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための研修・啓発を行う（30.2）
5　家庭において、適切な利用について話し合いを行う（34.4）
6　人権侵害に関する相談窓口の充実や町民への周知を行う（28.2）
7　行政が、町民を対象とした人権研修や広報、ホームページ等を利用した啓発を行う（22.5）
8　特にない（6.7）
9　その他（2.3）

14. 性的指向、性自認等（LGBTQ+等）に関わる人権について

問23. 性的指向、性自認等（LGBTQ+等）に関わる人権について、あなたはどのように考えますか。

（○はいくつでも）

1　性は多様であり、いろいろなあり方があって当然である（52.7）
2　身近な人から相談されたら、きちんと向き合いたい（39.1）
3　新聞、テレビ等でも取り上げられており、関心がある（22.7）
4　趣味や嗜好の問題である（8.6）
5　男は男らしく、女は女らしくするべきだ（7.6）
6　講演会や研修会があれば参加したい（12.2）
7　芸能人や特に注目されている人のことで、自分には関係ない（2.7）
8　わからない（20.2）
9　その他（0.8）

問24. 性的指向、性自認等（LGBTQ+等）に関わる人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○はいくつでも）

1　知識や理解が足りないこと（54.2）
2　差別的な言動があること（39.5）
3　自分の性を明かせないことで精神的負担があること（33.2）
4　性的指向や性自認の悩みを相談できる相手や相談窓口が少ないこと（31.7）
5　学校等での嫌がらせやいじめ、不当な扱いを受けること（29.0）
6　就職・職場での嫌がらせやいじめ、不当な扱いを受けること（25.4）
7　パートナーと一緒に暮らすことができなかったり、病気や事故の際に家族として認められなかったりすること（26.1）
8　更衣室やトイレが男女別のことが多く、利用しづらいこと（20.0）
9　学校や職場で男女別の制服が定められていること（15.1）
10　じろじろ見られたり、避けられたりすること（17.4）
11　店舗への入店や施設利用を拒否されること（11.5）
12　特に問題だと思うことはない（5.2）
13　わからない（22.7）
14　その他（1.1）

15. 人権が尊重される社会に向けての取組みについて

問25. あなたは、現在どんな人権課題に関心を持っていますか。（○はいくつでも）

1　同和問題（20.6）
2　女性（21.9）
3　子ども（27.7）
4　障がいのある人（39.7）
5　高齢者（40.8）
6　患者および感染者等（ハンセン病、HIV、肝炎ウイルス、新型コロナウイルス感染症等）（15.3）
7　外国人（ヘイトスピーチを含む）（9.7）
8　犯罪被害者とその家族（15.6）
9　刑を終えて出所した人等（11.3）
10　性的指向、性自認等（LGBTQ+等）（15.1）
11　SNS等のインターネット上での人権侵害（30.0）
12　プライバシーの保護（22.3）
13　「ひのえうま」等の迷信（6.3）
14　アイヌの人々（7.6）
15　北朝鮮当局によって拉致された被害者等（22.1）
16　ホームレスとなっている人々（8.4）
17　人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応（5.9）
18　日本に帰国した中国残留邦人とその家族（5.0）
19　災害と人権（15.6）
20　パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメント（23.3）
21　その他（1.7）

問26. あなたは、津和野町が人権に関わる相談を無料で行っていることを知っていますか。（○は１つ）

1　知っている（32.3）
2　知らない（58.2）
　無回答（9.5）

問27. あなたは、過去３年くらいの間に、人権・同和問題に関する講演会や研修会に、何回くらい参加しましたか。（○は１つ）

1　３回以上（8.4）
2　１～２回（14.1）
3　参加したことがない（66.0）
　　無回答（12.0）

問28 へ

●問27 の２へ

●問27 の２．参加されなかった理由は何ですか。（○はいくつでも）

1　人権問題について、あまり興味や関心がないから（16.8）
2　忙しくて、参加する時間がないから（14.3）
3　いつも同じような内容ばかりで、参加しても意味がないと思うから（7.3）
4　そのような講演会や研修会が開催されていることを知らなかったから（24.2）
5　参加しやすい曜日や時間に計画されていなかったから（9.0）
6　その他（4.8）

問28. 人権が尊重される社会を実現するために、行政の施策として、特にどのような取組みが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

1　学校での人権に関する教育を充実させる（51.1）
2　町民への啓発・広報を充実させる（43.5）
3　相談体制の整備など支援、救済するための施策を充実させる（35.5）
4　人権侵害や差別を規制する法律等を整備する（24.0）
5　特に必要だと思うことはない（7.4）
6　その他（2.7）

今までお答えいただいた結果を統計的に分析するため、あなた自身のことについて伺います。

問29. あなたの年齢をお答えください。（○はひとつ）

1　18～29歳 (2.9)　　2　30～39歳 (3.6)　　3　40～49歳 (7.6)
4　50～59歳 (7.8)　　5　60～69歳 (22.1)　　6　70歳以上 (50.6)

無回答 (5.3)

問30. あなたがお住まいの地域を教えてください。（○はひとつ）

1 木部公民館エリア (7.1)　2 畑迫公民館エリア (8.6)　3 津和野公民館エリア (27.1)
4 小川公民館エリア (8.6)　5 瀧元枕瀬公民館エリア (11.3)　6 日原公民館エリア (9.7)
7 左鐙公民館エリア (3.4)　8 須川公民館エリア (2.1)　9 池河公民館エリア (7.4)
10 青原公民館エリア (6.9)　11 わからない (1.5)

無回答 (6.3)

最後に、人権・同和問題についてご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にご記入ください。

以上で質問は終わりです。
ご多用のところ調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。
この調査票は同封の返信用封筒に入れてご投函いただくか、オンラインでご回答ください。